

島本町公共施設総合管理計画

【改訂版】

(案)

平成 28(2016)年3月策定
令和 年 月改訂

島本町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画対象施設	2
第2章 公共施設を取り巻く現状と課題	4
1 計画前期（平成28年度から令和2年度まで）の成果と課題	4
2 公共施設の保有状況	6
（1）公共建築物の保有状況	6
（2）インフラ施設の保有状況	10
（3）将来の更新・改修費用の推計	11
（4）現状の投資額との比較	14
（5）長寿命化対策（長寿命化計画（個別施設計画）の策定）	15
3 人口の動向	18
（1）人口の将来推計	18
（2）直近5か年の人口動向	20
4 財政状況	21
第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方	22
1 基本的な目標	22
2 基本的な方針	22
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	25
1 公共建築物	25
1-1 保育所	25
1-2 学校施設（幼稚園、小・中学校）・学童保育室	27
1-3 町営住宅	33
1-4 庁舎	35
1-5 消防施設（消防庁舎、消防団詰所）	36
1-6 集会所（第二コミュニティセンター・自治会集会所）	38
1-7 スポーツ・レクリエーション施設（町立体育館）	40
1-8 その他の福祉・教育・文化関連施設（ふれあいセンター、人権文化センター、教育センター、歴史文化資料館、旧やまぶき園）	42
1-9 廃棄物処理施設（清掃工場）	47
1-10 企業会計施設（上下水道部庁舎）	47

2 インフラ施設.....	49
2-1 公園	49
2-2 道路	51
2-3 橋りょう	52
2-4 上水道施設（水道管・大藪浄水場）	54
2-5 下水道施設（下水道管・ポンプ場）	56
第5章 計画の推進に向けて	58
1 取組体制	58
2 情報の管理と共有	58
参考資料.....	59
● 住民意識調査の結果（平成27年5月実施）	59

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、人口急増期の昭和 50(1975)年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることになります。これらの公共施設を今後も継続して使用していくための改修や建替、防災・減災対策などに係るインフラ整備には、莫大な費用が必要となる見込みです。

一方、本町の財政状況は、高齢化の急速な進展などにより、福祉や医療・介護などに係る社会保障関係経費などが増加しており、その年度の収入だけでは支出を賄いきれず、町の預金である基金を取り崩している状況にあります。このまま基金を取り崩し続けると底をつき、基本的な住民サービスさえ続けることができない危機的な状況に陥ることになります。

これらの状況から、今後の推移によっては、次のようなことが予測されます。

ケース① 維持補修も行わず、そのままにしておく・・・ 古い施設の老朽化が進み、安全・安心のまちづくりが後退する	ケース② 借金や貯金の取り崩しで、施設の新設・改修を続けると・・・ 施設の整備は進むが、財政破綻へ進む	ケース③ 年度ごとの予算の範囲内で改修、更新すると・・・ 一部の施設は整備されるが、改修等がされない施設が残される
--	--	--

このため、これらを克服し、財政的にもできる限り問題を少なくするための対策が求められています。

また、今後、人口減少や年齢構成の変化が見込まれる中、より適正な公共サービスの提供を進めていくためにも公共施設の適正化に取り組む必要があることから、平成 26(2014)年 6 月、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる公共建築物を対象に、「島本町公共施設適正化基本方針」を策定しました。

一方、国においては、平成 25(2013)年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、同年 11 月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

こうした国の動きと歩調をあわせ、地方公共団体においても、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、公共施設等総合管理計画の策定に速やかに取り組むよう、平成 26(2014)年 4 月 22 日付けで総務大臣から通知があったところです。

このため、国の方針などを踏まえ、本町の「公共施設適正化基本方針」の見直しと充実を図り、道路や橋りょうなどのインフラ施設なども含めた、「島本町公共施設総合管理計画」を平

成 28(2016)年 3 月に策定し、公共施設マネジメントに係る取組を推進してまいりました。

今般、計画策定から 5 年を経過し、学校施設や役場庁舎に係る個別施設計画を策定したことや、公共施設の保有状況等にも変化が生じていることから、策定した個別施設計画との整合を図るとともに、改めてこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、厳しい財政状況や急速に変化する社会経済情勢及び多様化する住民ニーズに対応し、長期的な視点での公共施設等の更新、集約化、長寿命化等を継続して推進するため、見直しを行いました。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本町の行動計画として策定するものです。

また、「第五次島本町総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、本町における他の各種計画とも相互に調整を図りながら推進することとします。

なお、この計画の第 1 章から第 3 章を、本町の「公共施設適正化基本方針」の改訂版として位置づけます。

3 計画期間

この計画の期間は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間とします。

なお、社会経済情勢や本町の公共施設を取り巻く環境の変化、国の制度改正などにより、見直しの必要が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 計画対象施設

原則、本町が所有する公共施設を対象とします。ただし、消防団詰所等についても、費用負担の観点から、今後、計画的に建替え・改修等を進める必要があることから、新たに対象施設に含めることとします。

計画では、本町の公共施設を「公共建築物」と「インフラ施設」に分類することとします。

図 1 公共施設の分類

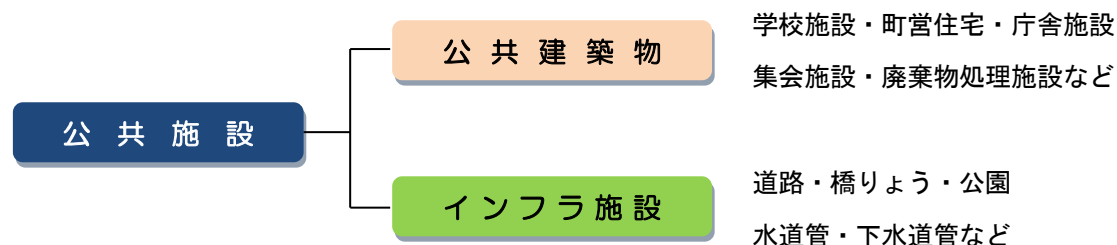


表 1-1 本町の公共建築物

会計名	施設類型	施設数	施設内訳
普通会計	保育所	2	保育所 (2)
	学校施設 (幼稚園、小・中学校) ・学童保育室	7	幼稚園 (1)、小学校 (学童保育室併設) (4)、中学校 (2)
	町営住宅	2	緑地公園住宅 (1) 御茶屋住宅 (1)
	庁舎	1	役場庁舎 (1)
	消防施設	8	消防庁舎 (1)、消防団詰所 (7)
	集会施設	16	第二コミュニティセンター (1) 緑地公園住宅集会所 (1) 町所有の自治会集会所 (14)
	体育館	1	町立体育館 (1)
	その他の福祉・教育・文化関連施設	5	ふれあいセンター (1) 人権文化センター (1) 教育センター (1) 歴史文化資料館 (1) 旧やまぶき園 (1)
企業会計	清掃工場	1	清掃工場 (1)
	上下水道部庁舎	1	上下水道部庁舎 (1)

※今回の改訂にあたり、これまでの国の通知や、本町の個別施設計画の策定状況を踏まえ、施設類型を見直しています。

表 1-2 本町のインフラ施設

会計名	施設類型	施設数	施設数
普通会計	公園	72 箇所	都市公園 (66,600 m ²)、児童公園 (15,417 m ²)
	道路	408 路線	一般町道 (70,429m 420,923 m ²) 自転車歩行者道 (1,331m 3,896 m ²)
	橋りょう	108 橋	6,961 m ²
企業会計	上水道施設	—	水道管 (90,794m)
	下水道施設	—	下水道管 (60,691m)

第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 計画前期（平成28年度から令和3年度まで）の成果と課題

本計画では、限られた財源と資産をこれまで以上に効率的に活用し、将来にわたって持続可能な自治体経営を進め、住民福祉の維持・向上を図るため、次のとおり、公共施設の管理に関する基本的な目標と方針を設定し、各種の取組を進めてきました。

基本的な目標

**将来の世代に過大な負担を残すことなく、
必要な施設を安全に引き継ぐ**

表2-1 計画前期（平成28年度から令和3年度まで）の成果と課題

基本的な方針	成果と課題
施設保有量の圧縮	<主な成果> ●広域連携（相互利用など） （H29）し尿処理事務を高槻市に委託し、衛生化学処理場を廃止 （H29）北摂7市3町での図書館共同利用開始 （H29）大山崎町の民間病児・病後児保育施設を利用可能に ●民間施設活用 → 公募による民間施設整備 （H28）小規模保育事業所2か所、地域密着型特養老人ホーム （H30）障害者地域生活支援拠点施設 （R1）小規模保育事業所2か所、保育園1か所 （R2）認定こども園1か所 （R3）認定こども園整備
機能優先への転換 と多機能化の推進	<主な課題> ◆教育センターの既存施設への移転・統合の検討
計画的な維持保全 による長寿命化	<主な成果> ●長寿命化計画（個別施設計画）の策定 （R2）下水道に係る個別施設計画を策定 （R3）小中学校・学童保育室・幼稚園に係る個別施設計画を策定 ●老朽化施設の撤去 （R1）旧第二幼稚園、旧衛生化学処理場除却 （R3）旧キャンプ場の除却

基本的な方針	成果と課題
計画的な維持保全による長寿命化	●耐震化 (H28) 第一中学校、第二保育所、第三小学校B・C棟 (H28-H29) (R 1) 島本町新庁舎建設基本計画の策定 (R 2) 第四保育所移転新築 (R 2-R 3) 第三小学校A棟建替 (R 2-R 3) 新庁舎に係る基本設計 (R 3) 島本町庁舎個別施設計画（役場編）策定 <主な課題> ◆未耐震施設に係る対応（教育センター、歴史文化資料館、体育館、自治会集会所（3カ所）） ◆旧やまぶき園に係る対応
管理運営の効率化	<主な成果> ●電気・ガス事業者の自由化導入 <主な課題> ◆指定管理者制度導入に係る検討
財源の確保	<主な成果> ●第六次行財政改革プランの策定・推進 （個人給付・補助金の見直し、単独新規事業への終期設定など） ●遊休地等の売却・貸付 <主な課題> ◆施設使用料の見直し ◆借地立地施設の今後の対応（町立体育館）

2 公共施設の保有状況

(1) 公共建築物の保有状況

令和3(2021)年4月時点で、本町が保有する公共建築物は44施設※、総延べ床面積は82,411㎡となっており、学校施設(学童保育室含む。)が総面積の52.8%を占めています。

図2-1 公共建築物の建物種別延べ床面積の割合

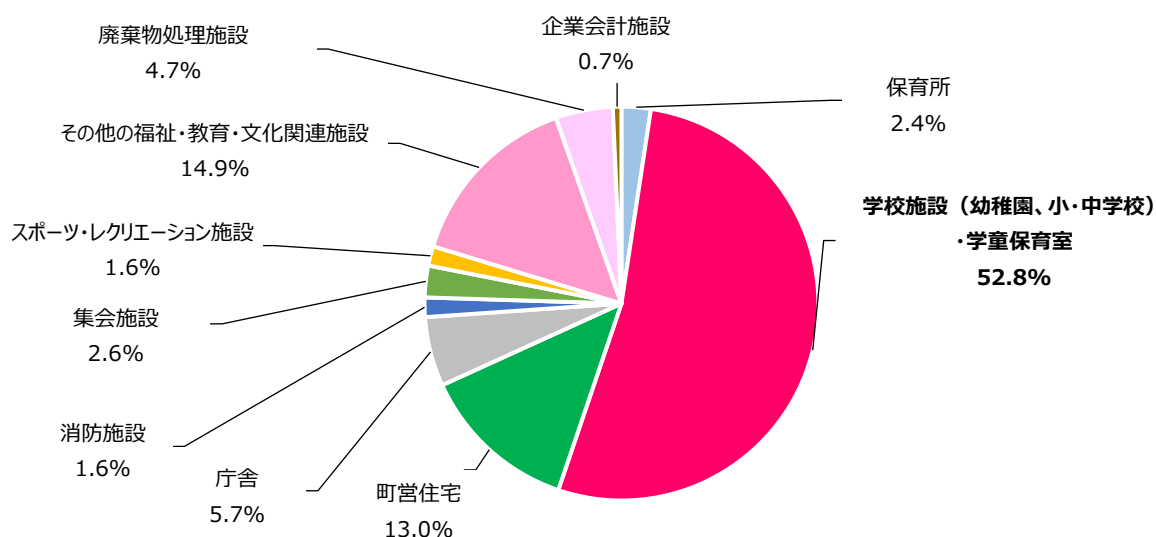


表2-2 施設類型ごとの保有状況

施設類型	施設数		施設内訳 (R3.4)	建物延べ床面積(㎡)	
	H27.4	R3.4		H27.4	R3.4
保育所	2	2	保育所2園	2,392	1,966
学校施設	8	7	幼稚園1園、小学校(学童保育室併設)4校・中学校2校	40,725	43,497
町営住宅	2	2	緑地公園住宅(134戸)・御茶屋住宅(8戸)	10,715	10,715
庁舎	1	1	役場庁舎	4,737	4,737
消防施設	8	8	消防庁舎・消防団詰所等(7か所)	1,316	1,316
集会施設	15	16	第二コミュニティセンター・緑地公園住宅集会所・町所有の自治会集会所(14か所)	2,077	2,177
スポーツ・レクリエーション施設	2	1	町立体育館	1,286	1,286
その他の福祉・教育・文化関連施設	5	5	ふれあいセンター・人権文化センター・教育センター・歴史文化資料館・旧やまぶき園	12,229	12,264
廃棄物処理施設	2	1	清掃工場	4,734	3,889
企業会計施設	1	1	上下水道部庁舎	564	564
合計	46	44		80,775	82,411

※ 防災備蓄倉庫など簡易な施設は除く。

※ 旧キャンプ場について、建物延べ床面積は当初から計上していない。

※ 学校施設の延べ床面積について、プール施設分は含めていない。

計画策定前の平成 27(2015)年 4 月と比較すると、保有施設数については、合計で 2 施設の減となっています。これは、3 施設の除却を完了した一方で、南百山自治会集会所について開発事業者から寄附採納を受けたことによるものです。

建物延床面積については、1,636 m²の増となっています。これは主に第四学童保育棟・第二中学校給食棟・第二学童保育棟の建設、第四小学校の校舎増築、第三小学校の建替によるものです。

表 2-3 施設類型ごとの施設数・建物延床面積の主な増減状況

施設類型	施設数			建物延床面積 (m ²)			備考
	H27. 4 時点	R3. 4 時点	(増減)	H27. 4 時点	R3. 4 時点	(増減)	
保育所	2	2	0	2,392	1,966	▲426	(R3. 3) 第四保育所移転新築
学校施設 (幼稚園 小・中学校)、学童 保育室	8	7	▲ 1	40,725	43,497	2,772	(H28) 第四学童保育棟・第 二中学校給食棟整備 (H29) 第二学童保育棟、第 四小学校増築 (R1) 第二幼稚園廃止・除却 (R2～R3) 第三小学校 A 棟建 替工事
集会施設	15	16	1	2,077	2,177	100	(R1. 5) 南百山自治会集会所 寄附採納
廃棄物処理施設	2	1	▲ 1	4,734	3,889	▲845	(R2. 3) 衛生化学処理場除却

※公簿の修正等、軽微なものは除く。

築年別の整備状況をみると、本町では人口が急増した昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて、多くの公共建築物を整備しています。

計画当初は、全体の 6 割弱が昭和 56(1981)年以前に建設された旧耐震基準の建物であり、耐震化が図られていない建物が全体の約 4 分の 1 を占めていましたが、老朽化施設の除却や耐震補強工事等を進めた結果、令和 3 (2021)年 4 月時点で耐震化未実施の建物は全体の 1 割弱となりました。

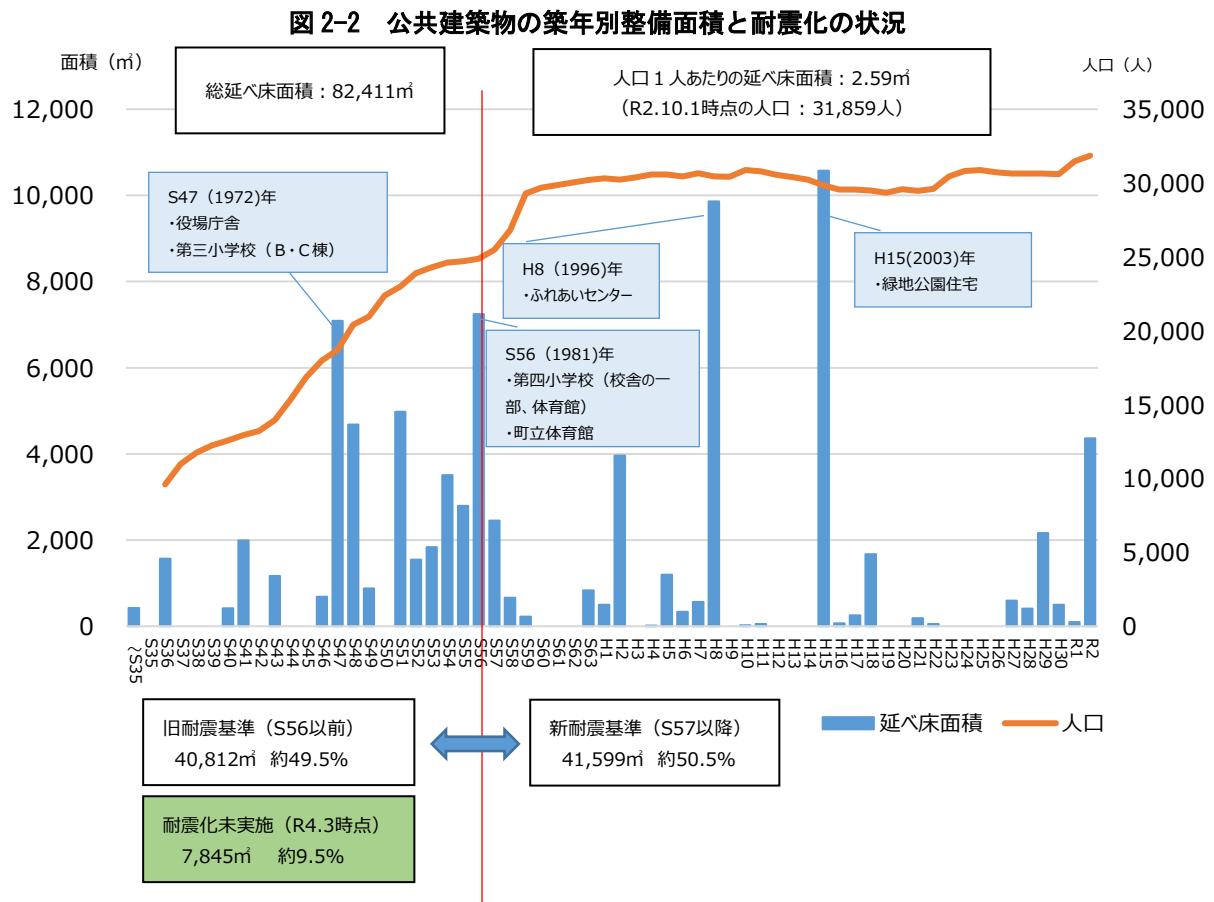


表 2-4 公共建築物の築年別整備面積と耐震化の増減状況

	旧耐震基準	うち耐震化未実施	新耐震基準	合計
H27.4 時点	46,875 ㎡	21,203 ㎡	33,900 ㎡	80,775 ㎡
	58.0%	26.2%	42.0%	—
R3.4 時点	40,812 ㎡	7,845 ㎡	41,599 ㎡	82,411 ㎡
	49.5%	9.5%	50.5%	—
増減	▲6,063 ㎡	▲13,358 ㎡	7,699 ㎡	1,636 ㎡

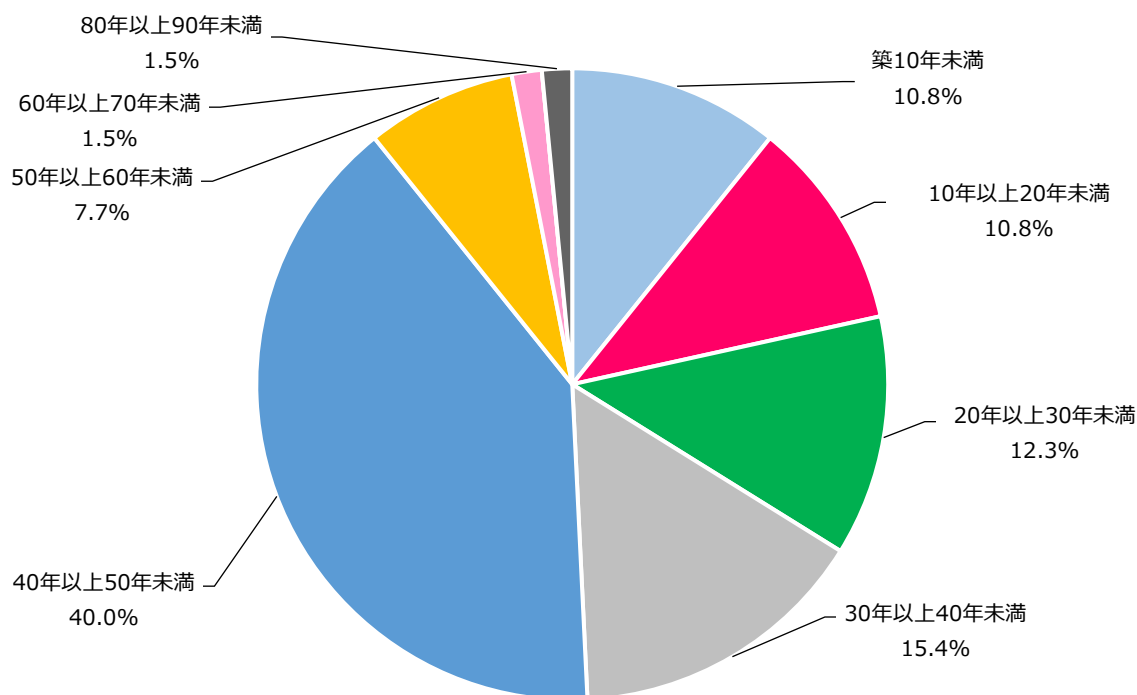
※ 新耐震基準…一定の強さ(概ね震度 6 強)の地震でも建物が倒壊しないような構造基準をいい、昭和 56(1981)年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建設されたもの。

築年別の延べ床面積の割合をみると、築 30 年以上の建物が全体の 66.1%を占めています。

現状のまま推移した場合、築 30 年以上の建物の割合は、10 年後には 80%を超え、20 年後には約 90%に達することになります。

老朽化の進行に伴い、これらの建物の大規模改修や建替には、多額の費用が必要になると予測されます。

図 2-3 公共建築物の築年別延べ床面積の割合



下表は、「人口一人当たりの公共施設の延べ床面積」と「建設後 30 年以上の公共施設の割合」について、計画策定前（平成 27 年度）と直近データ（令和 3 年度）を比較したものです。

6 年経過したことにより、建設後 30 年以上の公共施設の割合はやや増加しています。

表 2-5 計画策定前（平成 27 年度）と直近データ（令和 3 年度）の比較（公共建築物）

	島本町 (平成 27 年度)	島本町 (令和 3 年度)
人口 1 人当たりの公共施設の延べ床面積	2.60 m ² /人	2.60 m ² /人
建設後 30 年以上の公共施設の割合	63.6%	64.6%

(2) インフラ施設の保有状況

本町が保有するインフラ施設は、下表のとおりです。

インフラ施設は、本町の産業、経済、文化の発展の基盤であり、住民生活や地域経済を支える役割を果たしていることから、今後もこれらの既存ストックを安全かつ効率的に維持管理していく必要があります。

表 2-6 インフラ施設の保有状況

種 別	施設数	面積・延長			
			H27.4 時点	R3.4 時点	増減
公園	70 か所	都市公園の総面積		66,600 m ²	66,600 m ²
	↓	児童公園の総面積		14,904 m ²	15,417 m ²
	72 か所	合計		81,504 m ²	82,017 m ²
道路	383 路線	一般町道	実延長 合計	68,809m	70,429m
	↓		道路面積 (道路部)	410,092 m ²	420,923 m ²
	408 路線	自転車 歩行者道	実延長 合計	1,287m	1,331m
			道路面積 (道路部)	3,869 m ²	3,896 m ²
橋りょう	108 橋	橋りょうの総面積		6,961 m ²	6,961 m ²
水道管	－	水道管の総延長		89,906m	90,794m
下水道管	－	下水道管の総延長		56,958m	60,691m

※上記のほか、上水道施設として浄水場や配水池などが、下水道施設としてポンプ場があります。

下表は、本町のインフラ施設の人口一人当たりの保有量について、計画策定前（平成 27 年度）と本町の直近データ（令和 3 年度）を比較したものです。

人口の増加による影響で、道路面積と橋りょう面積は減少しています。

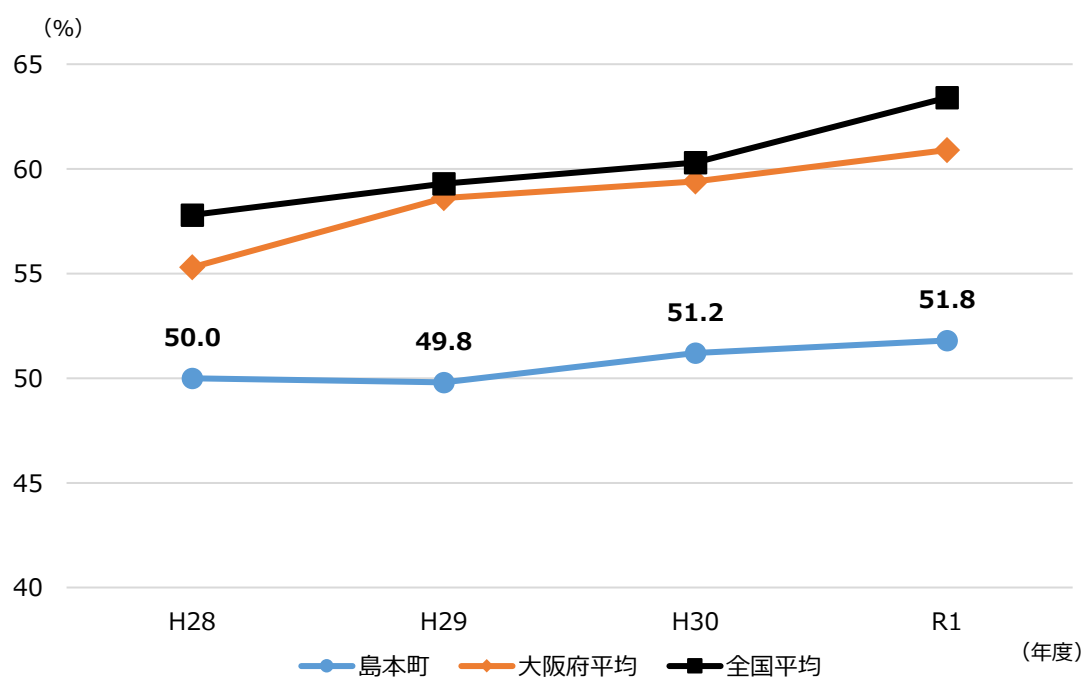
表 2-7 計画策定前（平成 27 年度）と直近データ（令和 3 年度）の比較（インフラ施設）

		島本町 (平成 27 年度)	島本町 (令和 3 年度)
人口 1 人当たりの 保有量	道路面積	13.47 m ² /人	13.32 m ² /人
	橋りょう面積	0.23 m ² /人	0.22 m ² /人
	水道管延長	2.92m/人	2.98m/人
	下水道管延長	1.85m/人	1.90m/人

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町の有形固定資産減価償却率は、50%程度で推移しています。令和元(2019)年度の本町の有形固定資産減価償却率は51.8%であり、全国平均63.4%、大阪府内平均60.9%と比較しても低い水準で推移しています。これは、近年、町内の開発に伴う校舎の増築工事や老朽化施設の除却を行ってきたことによるものです。

図2-4 有形固定資産減価償却率（普通会計）の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

※ 有形固定資産減価償却率とは、減価償却累計額を取得価額で除して算定するもので、この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。

※ 普通会計の有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品以外のもの

(4) 将来の更新・改修費用の推計

本町の公共建築物及びインフラ施設を耐用年数まで使用し、同じ規模で更新したと仮定した場合に必要な費用について、財団法人地域総合整備財団が開発・公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を用いて試算しました。

- 将来コストの試算にあたっては、(財)自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究）」（平成23年）の算出根拠を用いている。具体的には次のとおりです。

表 2-8 算出根拠の考え方

	基本的な考え方	耐用年数	更 新 単 価		
公共建築物	整備年度ごとの延べ床面積×更新単価	60年	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円／㎡	
			スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円／㎡	
			学校教育系、子育て支援施設等	33 万円／㎡	
			公営住宅	28 万円／㎡	
道路	全整備面積を 15 年で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定した面積×更新単価	15年	一般道路	4,700 円／㎡	
			自転車歩行者道	2,700 円／㎡	
橋りょう	整備年度ごとの構造別の面積×更新単価	60年	PC(プレストレスト・コンクリート)橋	42.5 万円／㎡	
			鋼橋	50 万円／㎡	
水道管	整備年度毎の管種別及び管径別の延長×更新単価	40年	(更新単価の主な例)		
			導水管・送水管	～300mm 未満	10 万円／m
				300～500mm 未満	11.4 万円／m
			配水管	～150mm 以下	9.7 万円／m
			～200mm 以下	10 万円／m	
下水道管	整備年度毎の管種別及び管径別の延長×更新単価	50年	(更新単価の主な例)		
			管種別	コンクリート管、塩ビ管	12.4 万円／m
				更生管	13.4 万円／m
			管径別	～250mm	6.1 万円／m
251mm～500mm	11.6 万円／m				

※公共建築物の更新単価には、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料等は含むものと想定。

※公共建築物は、建設後30年で大規模改修を行うと想定（ただし、耐震補強済みの施設など一部の施設を除く）。

改修単価は更新単価の約6割を想定。

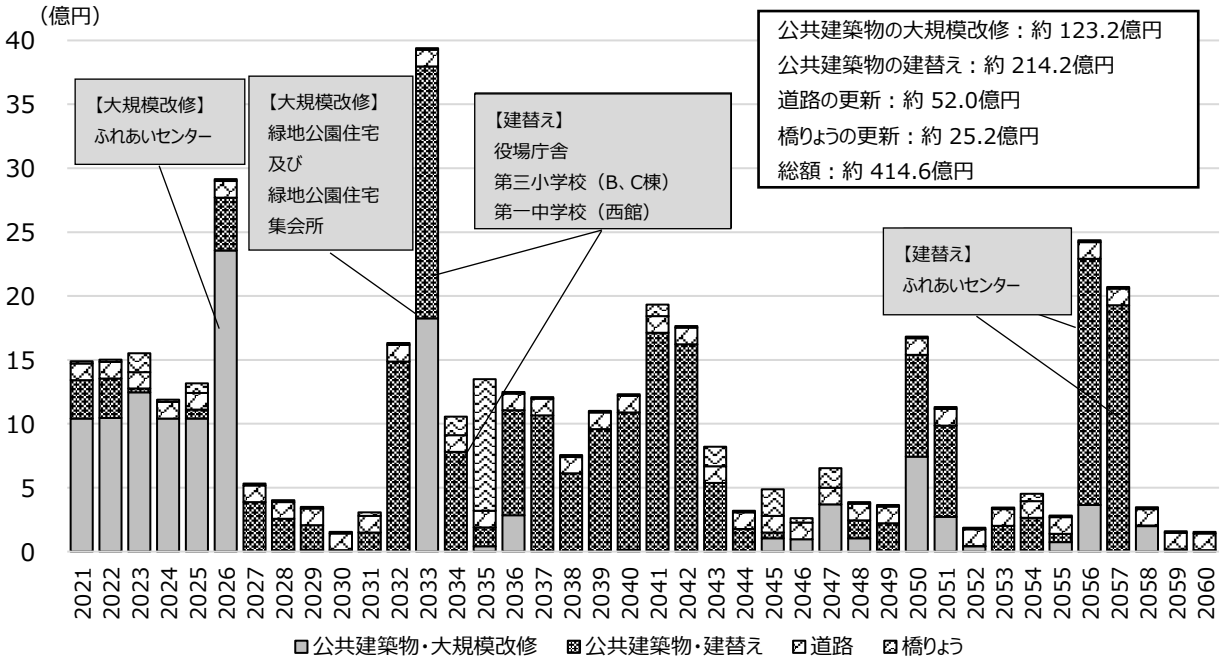
※試算時点で改修実施年数をすでに経過し、大規模改修されるべき施設が、大規模改修されていない場合（積み残し）、今後5年間に実施するものとして、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

※その他、試算方法の詳細は一般財団法人地域総合整備財団のホームページ中、「公共施設マネジメントinfo」に掲載されている、「公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver.2.10（平成28年版）」を参照してください。

令和 14(2032)年には、役場庁舎や学校施設が建築から 60 年を経過する時期を迎えるほか、緑地公園住宅及び緑地公園住宅集会所が建設から 30 年を迎え、大規模改修の時期となり、多額の費用を要する時期が 10 年程度継続することが見込まれます。

また、令和 20(2038)年ごろから下水道管の更新に多額の費用を要する時期が始まります。

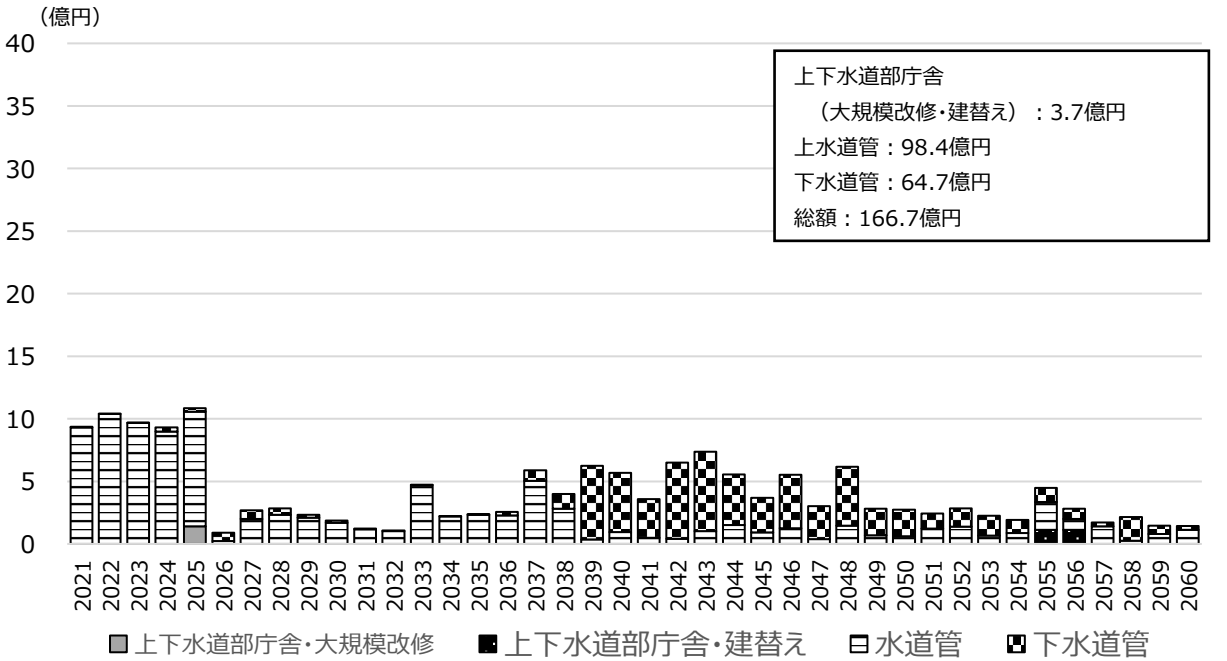
図 2-5 試算ソフトを用いた公共施設の将来の更新・改修費用（普通会計）



※ 小・中学校のプール施設については、試算ソフト上での試算ができないことから、「島本町学校施設長寿命化計画」（令和 3 年 6 月策定）における、今後の維持・更新コスト（従来型）の試算の値を適用した。

※ 建設年度や延床面積を基に単純に試算した場合の試算であり、新庁舎建設事業等の現在進行中の事業も試算には反映していない。

図 2-6 公共施設の将来の更新・改修費用の推計イメージ（企業会計）



さらに、別途で将来に必要なとなる費用について、以下のとおり見込んでいます。

- 普通会計
 - ・ 歴史文化資料館の大規模改修に係る費用として、約1億円。
 - ・ 旧やまぶき園の除却等に係る費用として、約5億円。

これらを総額にすると以下のとおりとなります。

表 2-9 公共施設の今後 40 年間の改修・更新費用と 1 年あたりの平均費用

	今後 40 年間の改修・更新費用	年平均
普通会計	420.6 億円	約 10.5 億円
企業会計	166.7 億円	約 4.2 億円
合 計	587.3 億円	約 14.7 億円

※ その他、浸水対策としての水路整備などに係る費用も別途必要となる見込みです。

(5) 現状の投資額との比較

下表は、公共施設の建設・改修工事などに係る支出額の推移を示したものです。過去5年間（平成28(2016)～令和2(2021)年度）における年平均投資額は、約18.1億円となっています。平成22(2010)～26(2014)年の年平均額10.7億円と比較すると約70%の増となっています。これは主に、耐震補強工事（第二保育所、第三小学校、第一中学校）、第四保育所の移転新築、学童保育棟や給食棟の増築（第二学童保育室、第四学童保育室、第二中学校）などによるものです。

表 2-10 公共施設の建設・改修工事等に係る支出額の推移

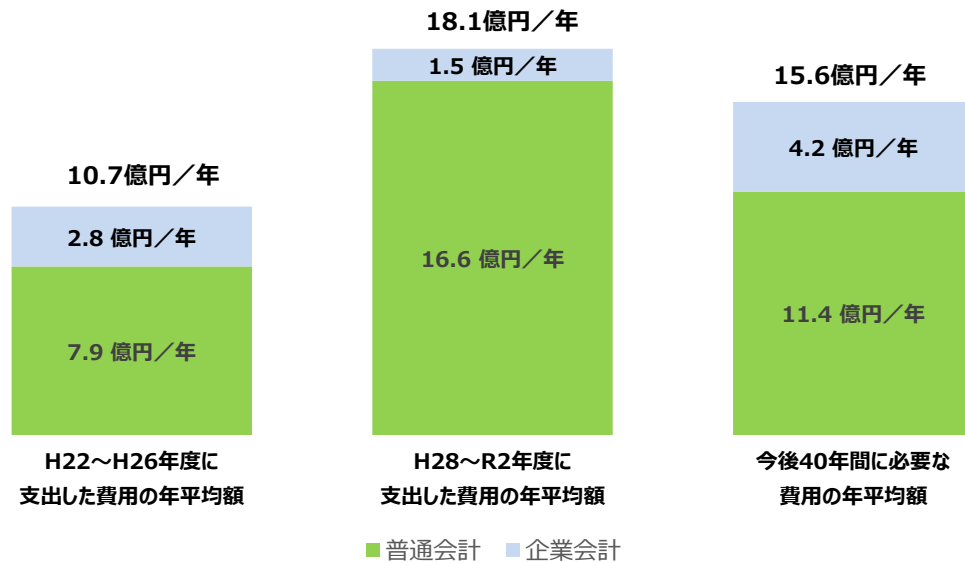
(単位：万円)

内 訳 \ 年 度		H28	H29	H30	R1	R2	年平均	前回の 平均
普通 会計	普通建設事業費	132,103	193,101	111,610	76,413	271,948	157,035	70,427
	維持補修費	7,559	9,029	11,155	9,387	8,868	9,200	8,264
上水道に係る投資的経費		9,374	9,556	4,131	10,573	13,067	9,340	6,817
下水道に係る投資的経費		5,732	6,585	1,390	9,799	4,655	5,632	21,178
合 計		154,768	218,271	128,286	106,172	298,538	181,207	106,686

一方、前述の(3)で試算した将来の更新・改修費用（年平均約14.7億円）に、最低限必要と見込まれる経常的な維持補修費（年約0.9億円）を加えた費用は、年平均15.6億円となります。

保育所や学校施設・学童保育室の耐震補強工事や整備を進めた過去5年間の金額と比較すると低くなっているものの、依然として高い水準であり、厳しい財政状況、将来的な人口減少・高齢化などを考慮すると、持続可能な自治体経営や住民サービスの維持・向上を推進するにあたって大きな負担となり得ます（ただし、これらの数値は特定財源を考慮していません。）。

図 2-7 公共施設の維持に必要な費用（年平均）



このようなことから、将来にわたり既存の施設を安全に維持していくために、いかにして計画的かつ効率的に維持管理・更新・改修をしていくかが今後の課題となります。特に、更新・改修費用の大部分を占める公共建築物の新設や更新にあたっては、その必要性や財源確保などを十分に検討する必要があります。

（6）長寿命化対策（長寿命化計画（個別施設計画）の策定）

町では、施設の劣化状況や状態の変化を把握し、事業量や事業費の縮減及び平準化を図りつつ、多くの老朽化施設の整備手法を長寿命化改修へ転換し、予防保全や建替えサイクルの延長による施設整備を進めるため、施設類型ごとの個別施設計画を順次策定しています。

令和3（2021）年度に策定した「学校施設長寿命化計画」や直近で予定されている役場庁舎の建替えなどの費用を反映させた試算額と、前述の長寿命化対策を実施しない場合（単純更新した場合）の試算結果の比較は次のとおりです。

図 2-8 単純更新した場合と、個別施設計画等を反映させた試算の比較

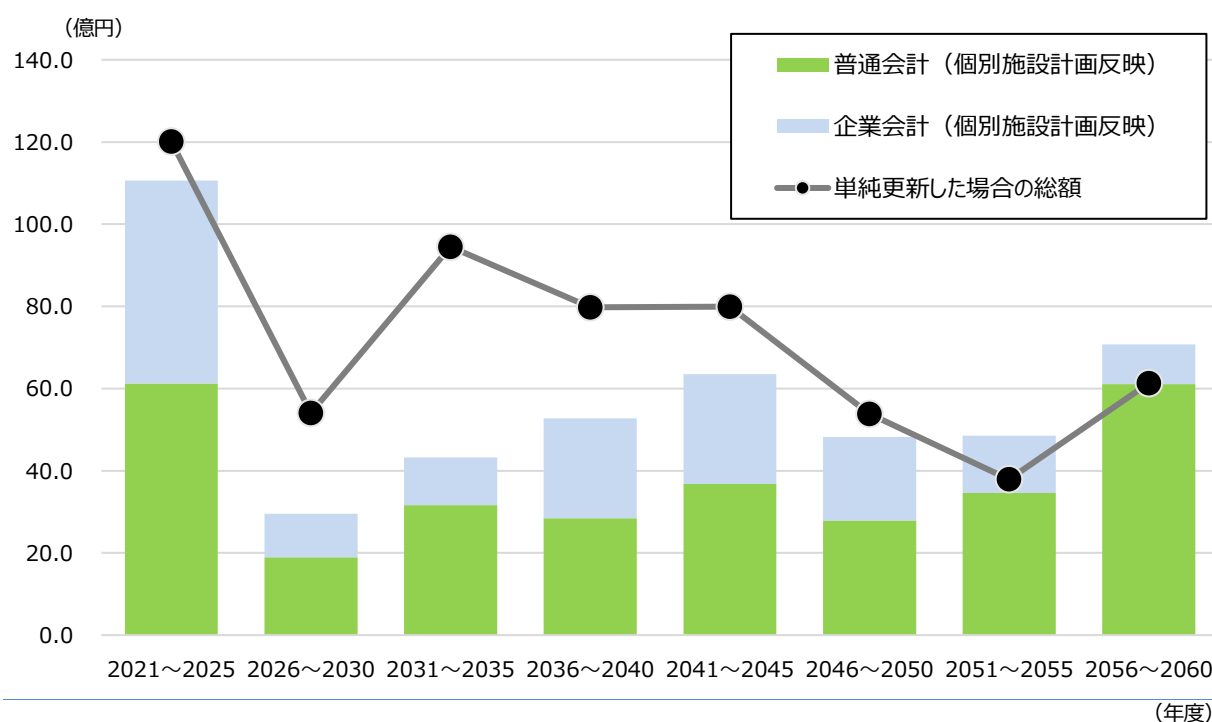


表 2-11 公共施設の今後 40 年間の改修・更新費用と 1 年あたりの平均費用

	今後 40 年間の 改修・更新費用	年平均費用		
		改修・更新費用	維持補修費	合計
単純更新した場合	約 587.3 億円	約 14.7 億円	約 0.9 億円	約 15.6 億円
長寿命化対策等を実施した場合	約 473.1 億円	約 11.8 億円	約 0.9 億円	約 12.7 億円
効果額	▲約 114.2 億円	▲約 2.9 億円	—	▲約 2.9 億円

単純更新した場合と比較して、個別施設計画等の方針どおりに長寿命化対策を実施した場合、今後 40 年間の改修・更新費用は約 114.2 億円、年平均では約 2.9 億円の削減につながります。

しかしながら、依然として年平均 12.7 億円の費用が必要となることが想定されることから、今後も継続して、施設の多機能化・複合化などによる施設保有量の圧縮や管理運営の効率化などの取組みを推進していく必要があります。

表 2-12 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：百万円)

		維持管理・修繕	改修	更新等	合計	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額	現在要している経費 (過去 5 年分平均)
普通会計	建築物 (a)	458.2	3652.7	2720.0	6830.9	・社会資本整備総合交付金 ・学校施設環境改善交付金 ・道路更新防災等対策事業費補助金	7793.1	-962.2	1247.3
	インフラ施設 (b)	239.4	1642.1	0	1881.5		1964.8	-83.3	240.2
	計 (a+b)	697.6	5294.8	2720.0	8712.4		9757.9	-1045.5	1487.6
公営企業会計	建築物 (c)	5.4	120.6	0	126.0		140.9	-14.9	5.6
	インフラ施設 (d)	123.2	2054.5	0	2177.7		5886.1	-3708.4	149.7
	計 (c+d)	128.6	2175.1	0	2303.7		6027.0	-3723.3	155.3
建築物 (a+c)		463.6	3773.3	2720.0	6956.9		7934.0	-977.1	1252.9
インフラ施設 (b+d)		362.6	3396.7	299.9	4059.2		7850.9	-3791.7	390.0
合計 (a+b+c+d)		826.2	7170.0	3019.9	11016.1		15784.9	-4768.8	1642.9

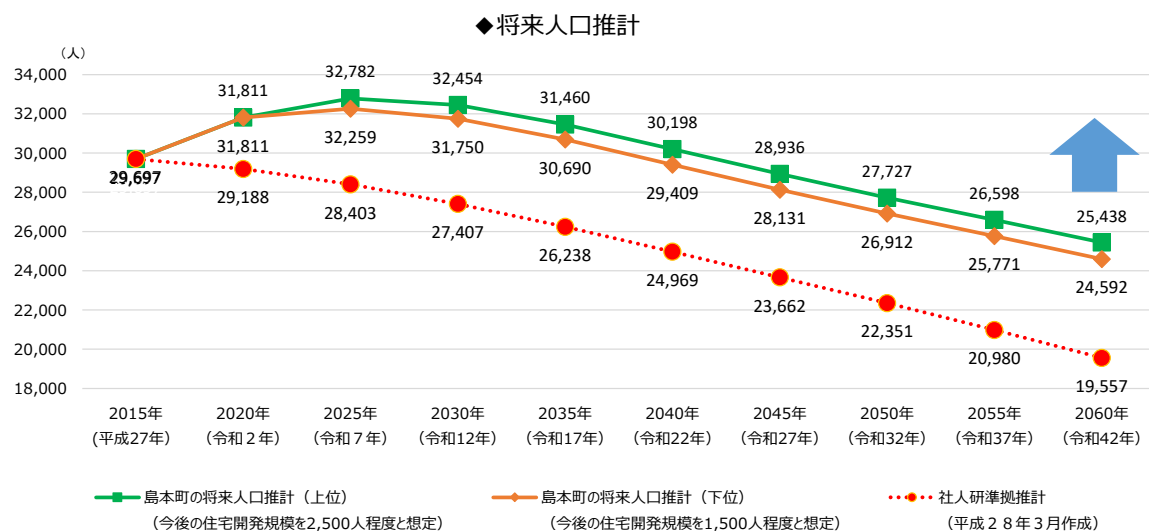
3 人口の動向

(1) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータ(平成25(2013)年3月)に基づき推計した数値(以下「社人研準拠の推計」といいます。)によると、本町の人口(国勢調査人口による。)は、令和42(2060)年には19,557人まで減少すると予測されています。

一方で、令和2(2020)年3月に策定した第五次島本町総合計画において推計した将来人口では、今後の住宅開発等により人口の増加傾向はしばらく続き、令和7(2025)年ごろをピークに緩やかに減少し、2060年には25,000人程度の人口規模となることが想定されます。

図2-9 島本町の人口の推移と長期的な見通し



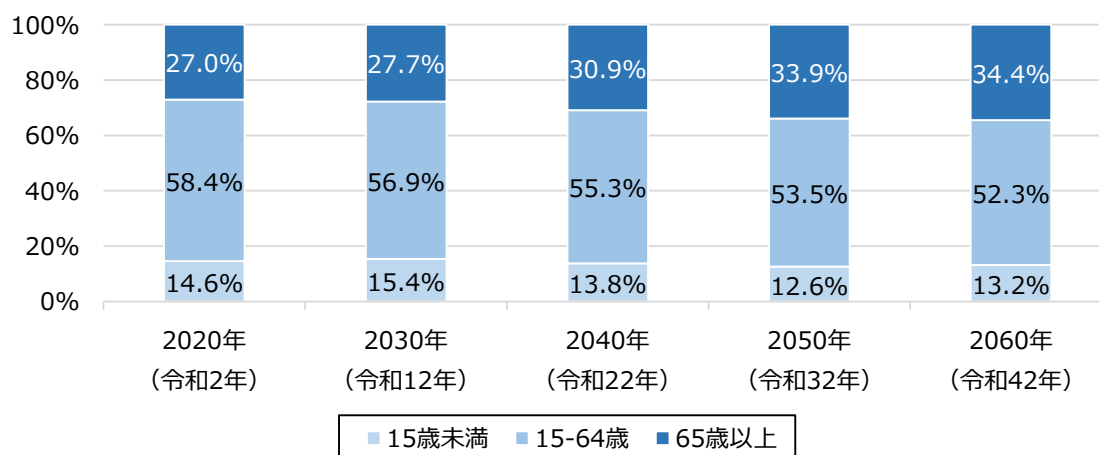
出典：第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3(2021)年3月)

注：「社人研準拠の推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」に基づき、推計した数値。平成22(2010)年の国勢調査人口を基に、平成27(2015)年以降の人口を推計している。「島本町の将来人口推計」は、コーホート要因法による推計をベースに、今後の住宅開発による増加を加味して将来人口を求めている。

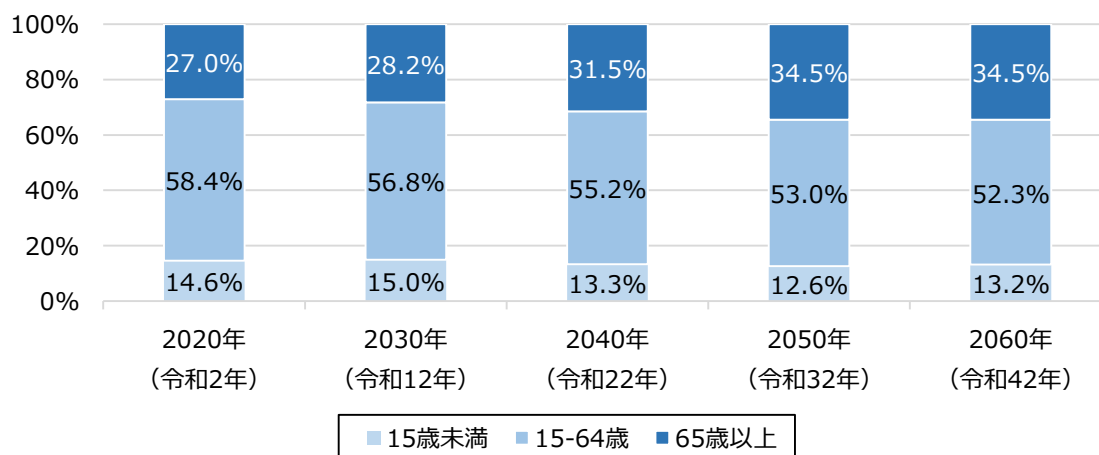
また、同推計によると、老年人口(65歳以上)の割合が急速に高まり、2060年には34～35%程度になり、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合は徐々に低下していくものと見込んでいます。

図 2-10 年齢3区分別人口割合の推移（島本町推計）

◆年齢3区分別人口の将来展望（上位推計）



◆年齢3区分別人口の将来展望（下位推計）



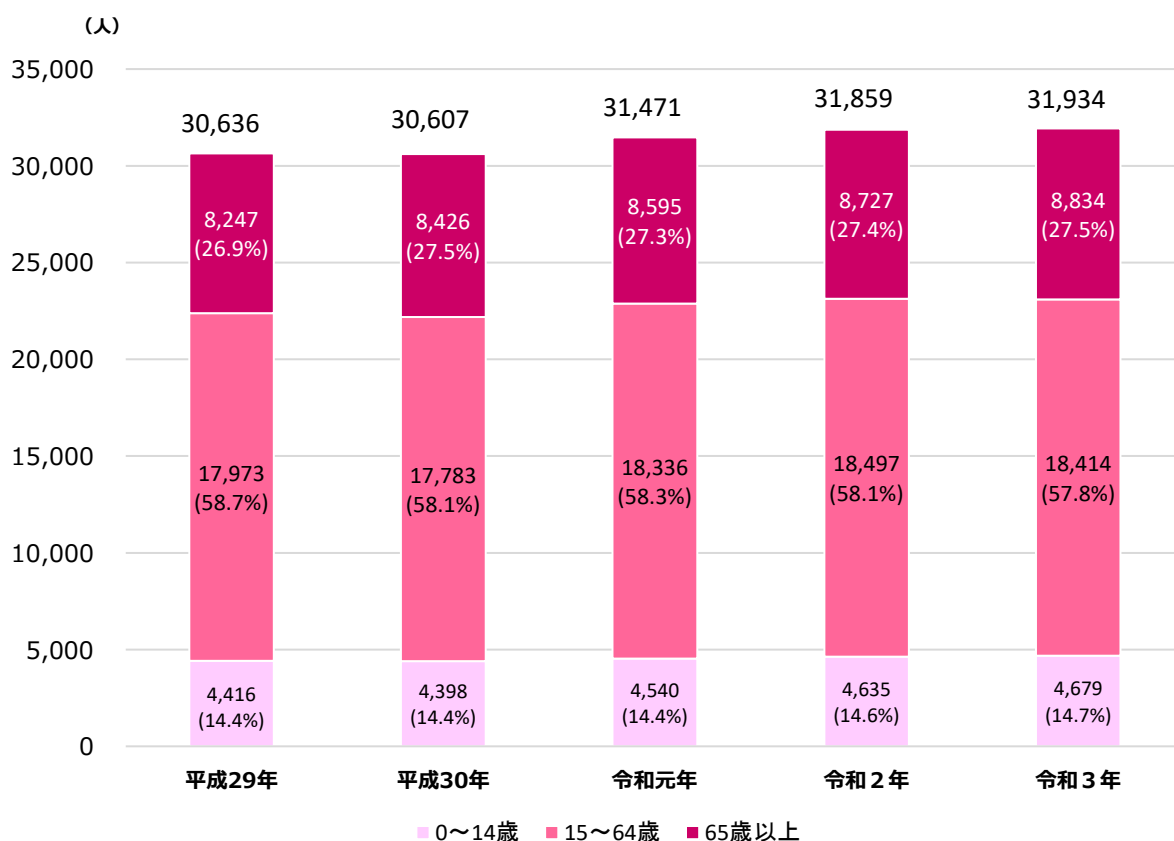
出典：第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3（2021）年3月）

(2) 直近5か年の人口動向

平成29(2017)年から令和3(2021)年までの本町の総人口と、年齢構成別人口は、以下のとおりです。

近年は、3万人台を維持しながら微減傾向が続いていましたが、大型マンションなどの住宅開発が進み、平成30年度以降、人口増の傾向が続いています。なお、年齢構成の割合は概ね横ばい傾向が続いています。

図2-11 島本町の総人口と年齢構成別人口（各年10月1日現在）



出典：住民課資料を基に作成

4 財政状況

町財政の状況を見ると、歳入においては、自主財源の多くを占める町税収入は概ね横ばいで推移しています。

一方、歳出においては、高齢化の急速な進展などにより、社会保障関係経費である扶助費※1が過去10年間で18億円から29億円に増加しており、今後はさらに高い水準で推移することが見込まれます。また、高齢者の医療や介護のための支出(繰出金※2)も、増加傾向にあります。

これらの歳出増加に対応するため、行財政改革を推進し、事業の民間委託や広域化、個人給付の見直しなどに取り組んできました。

今後も、高齢化による社会保障関係経費の増加が見込まれることや庁舎の建替事業を予定していることなどから、厳しい財政状況が続くと見込まれます。

表 2-13 過去10年間の普通会計※3 決算の推移

(単位：億円)

年 度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
区 分											
町 税	個人住民税	46	46	46	47	47	46	53	50	52	49
	法人住民税	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	固定資産税	6	6	6	6	6	5	11	8	9	7
	繰出金※2	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19
義務的経費	人件費	53	52	52	52	54	53	54	54	58	65
	扶助費※1	20	20	20	19	19	19	19	20	20	24
	公債費※4	18	19	20	21	23	24	25	25	27	29
	繰出金※2	13	13	12	12	12	11	10	10	11	12
繰 出 金※2	公共下水道	12	12	13	13	15	15	15	15	11	12
	医療介護費※5	5	5	5	5	5	5	4	4	0	0
	医療介護費※5	8	8	8	8	10	10	11	11	11	12
普通建設事業費		4	7	5	12	19	13	19	11	8	27
町債残高		112	110	107	106	109	110	115	114	115	126
積立基金残高		39	39	47	45	42	43	46	40	38	42
経常収支比率※6		99.4%	97.8%	97.4%	99.6%	95.9%	98.9%	88.1%	101.7%	97.2%	100.4%

(備考) 町税の内訳は、主な税目を抜粋記載しています。義務的経費及び繰出金は、内訳全体を記載していますが、区分ごとに億円単位となるよう四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

H25の積立基金残高の増は、当該年度に町営住宅跡地の売却金の一部を積み立てたことによるものです。

※1 扶助費…社会保障制度の一環として、被扶助者に対して行う各種支援に要する経費のこと。

※2 繰出金…一般会計と特別会計の間、又は特別会計相互間において支出される経費のこと。

R1からは公共下水道事業特別会計が公営企業法を適用したことに伴い、補助費等及び出資金から支出。

※3 普通会計…市町村を統一的な基準で比較するため、地方財政の統計上用いられる会計区分のこと。本町では、一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計が対象となっている。

※4 公債費…町債(町の借金)の返済に要する経費のこと。

※5 医療介護等…ここでは、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計に対する繰出金の合計を指す。

※6 経常収支比率…経常的な経費に町税などの一般財源がどの程度充てられているかを表す指標で、高いほど財政の弾力性がないことを示す。

第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

公共施設の管理においては、施設整備から維持管理、解体に至るまでに要する総費用を見据えたライフサイクルコストの概念に基づく、長期的視点によるマネジメントが求められます。

本町では、平成8(1996)年に「ふれあいセンター」を建設し、福祉・保健・生涯学習などの機能の集約化と複合化を図り、その後、平成20(2008)年から指定管理者制度※を導入して効率的な施設の運営を進めるとともに、人件費などの義務的経費の抑制に努めてきました。

また、平成15(2003)年には「緑地公園住宅」を建設し、老朽化が進んでいた町内5箇所にあった町営住宅を廃止・統合しました。

今後とも、限られた財源と資産をこれまで以上に効率的に活用し、将来にわたって持続可能な自治体経営を進め、住民福祉の維持・向上を図る必要があることから、これまで述べた公共施設の現状と課題、人口の将来推計や財政状況等を踏まえ、当初設定した公共施設の管理に関する基本的な目標及び方針に基づき、継続して取組を進めてまいります。

1 基本的な目標

**将来の世代に過大な負担を残すことなく、
必要な施設を安全に引き継ぐ**

2 基本的な方針

(1) 施設保有量の圧縮

主に公共建築物を対象として、施設保有量の圧縮に努めます。

そのために、個々の施設に係る老朽化の進行状況や維持管理に要する費用、利用状況や運営主体の変更可能性などを精査し、実現可能な保有量の圧縮を検討するとともに、耐用年数を経過した建物や統廃合による建替を除き、原則として新たな建物は建設しないこととします。

ただし、住民ニーズを踏まえて新たな機能を付加することや、義務的に必要となった建物については、財源の確保に努めながら、必要最小限の規模での建設を検討することとします。その際、一時的に資金需要が発生する従来型の、行政が直接整備し保有する方法だけでなく、ライフサイクルコストの縮減や平準化の観点から有効である、PFIや施設の借上げなどの手法についても検討します。

また、あらゆる用途の施設を、すべて町単独で整備するという「フルセット主義」を前提とせず、他自治体と施設を相互利用するなどの広域的な連携や、民間施設を活用した公共サービスの提供など、幅広い視点から住民ニーズへの対応策を検討します。

(2) 機能優先への転換と多機能化の推進

主に公共建築物を対象として、機能優先への転換と多機能化の推進を図ります。

そのため今後は、「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、『機能』はできる限り維持しつつ、『施設』は削減していく」という考え方を基本とします。

単一機能しか有しない小規模施設については、できる限り多機能・複合化施設に統合していきます。そのためには遊休地や規模の大きい施設の活用などを検討します。

施設の多機能・複合化により、施設毎に必要な玄関やトイレ、階段、駐車場などの空間を共有化するなど、必要なサービスを維持しながら保有面積の縮小に努めます。ただし、多機能化に際しては、それぞれの機能・サービスに関し、行政が直接実施する必要性や、将来にわたって継続することの妥当性について、あらかじめ十分な精査を行うこととします。また、施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障害者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

また、学校施設の老朽化対策を進めるにあたっては、劣化した施設について単に建設時の状態に戻すだけでなく、適正な規模を念頭に、時代のニーズに対応した機能を有する施設へと転換を図る必要があります。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成をめざして再生を行うこととします。

(3) 計画的な維持保全による長寿命化

インフラ施設及び公共建築物のうち、主に将来にわたって長期的かつ優先的に維持する必要があると見込まれる施設について、計画的な維持保全による長寿命化を図ることとします。

個別施設の長寿命化計画を策定するに際しては、点検や診断により損傷・劣化状況などを把握するとともに、施設の利用率や重要性・将来性などを相対的に評価したうえで、優先的に維持保全すべき施設を決定することとします。

そのうえで、現実的な予算の範囲内で実施可能な修繕の年次計画を策定し、これを実践することで、不都合が生じてからの「事後修繕」（事後保全）から、「計画的修繕」（予防保全）への転換を図り、施設の長寿命化を促進します。

また、施設全般について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検などを行い、その記録を蓄積することにより、補修の優先順位などを適切に判断し、施設の維持保全に努めます。あわせて、これらの業務は技術職員が担当する必要があることから、ノウハウの蓄積と次世代への継承を適切かつ継続的に実施していくこととします。

なお、老朽化による廃止施設や、高度の危険性により今後の利用見込みがない施設については、適切に安全確保を行うとともに、早期の撤去を検討します。

インフラ施設の耐震化については、災害時におけるライフラインの確保の観点から、長寿

命化のための修繕とあわせて、順次実施していきます。

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保や災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要な施設の耐震診断を実施し、結果を踏まえて改修などの方向性を検討します。

ただし、耐震化には場合により多額の費用を要するため、特定財源の確保に努めるとともに、町全体の財政状況を勘案しながら推進していくものとします。

(4) 管理運営の効率化

主に公共建築物を対象として、管理運営の効率化を図るため、P F I や指定管理者制度をはじめとしたP P Pの観点から、民間事業者が有する資金や技術・ノウハウの活用を検討します。

また、施設の管理運営に要する費用などの分析に努め、省エネルギーや省コストに向けた設備や運用面での改善を図ることにより、日常的な管理運営費の縮減につなげます。

(5) 財源の確保

公共建築物及びインフラ施設の維持費用などを捻出するため、不断の行財政改革に取り組むことなどにより、財源の確保に努めます。

統廃合などにより廃止となった施設や、利用予定のない遊休地は、積極的に売却、賃貸などを進め、これにより得られた財源は、他の施設の新築・改修費や管理運営費などに充てることとします。

施設の使用料などについては、利用実態とコスト負担の状況を検証し、受益者負担の原則を基本として設定します。

借地に立地する施設については、毎年度、費用負担が発生するため、施設の更新時に、今後の対応などについて検討を進めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

1-1 保育所

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

保育所は、保護者の就労などにより保育を必要とする就学前児童の保育を行う施設です。町内には令和4年3月末時点で、町立2園・私立3園の5つの保育所があり、0歳児から5歳児の保育を行っています。

その他、町内には以下の私立施設が存在します。

小規模保育事業所は、保護者の就労などにより保育を必要とする就学前児童の保育を行う施設です。町内には令和4年3月末時点で、私立4園の小規模保育事業所があり、0歳児から2歳児の保育を行っています。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。町内には令和4年3月末時点で、私立1園があり、4月以降には新たに私立1園が設立される予定です。認定こども園は、保育部分は0歳児から5歳児の保育を行っており、教育部分は3歳児からの受け入れを行っています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

第二保育所は、平成26(2014)年度に耐震診断を行った結果、施設を運営しながらの比較的軽微な工事で耐震化（地震の際に緊急避難場所として使用できる水準）が可能であったことから、平成28(2016)年度に補強工事を実施しました。しかしながら、建設後約40年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでおり、今後の在り方について、計画的に検討を進めていく必要があります。

第四保育所は、老朽化が進んでいたことに加え、必要な耐震性能を満たしていなかったことから、施設を移転新築させ、令和3(2021)年4月から新たな施設で運営を開始しました。

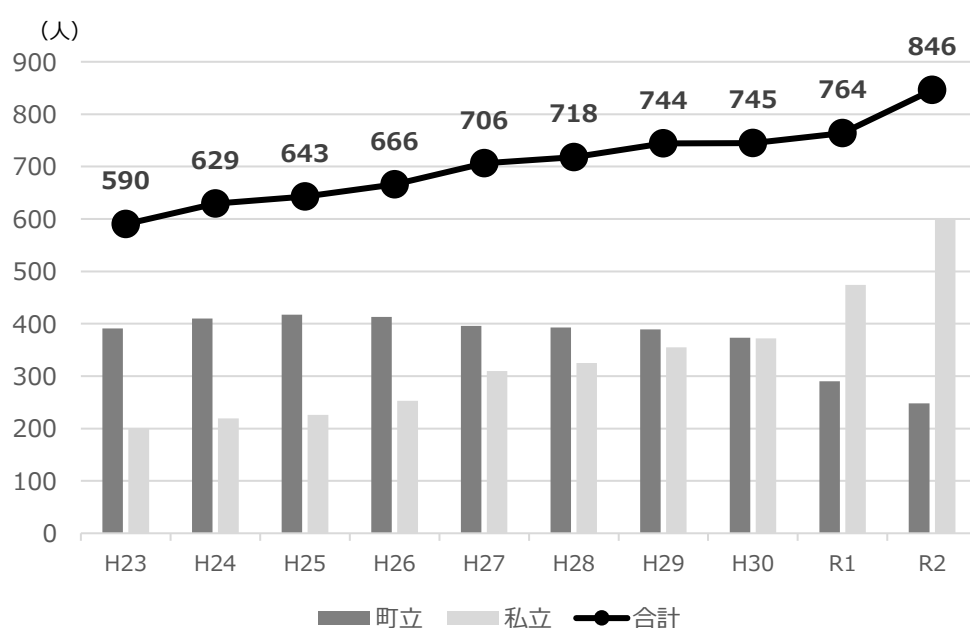
表4-1 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（町立保育所）

施設名		所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
町立 保育所	第二保育所	広瀬五丁目 2番22号	S54 (1979)	RC造	2	済	993.23	2,262.68
	第四保育所	百山4番2号	R2 (2020)	RC造	2	新耐震 基準	972.66	1,229.34
合 計							1,965.89	3,492.02

(ウ) 利用者の状況

保育所では、近年の住宅開発による就学前児童人口の増加や、女性の社会進出の進展などに伴い、保育ニーズは急速に高まりにより、平成 25(2013)年からは待機児童が発生している状況が続いていました。これを受け、町内の保育施設として、民間の保育所や小規模保育事業所の整備を進めていましたが、将来の住宅開発等による人口増加に伴い、保育所利用ニーズの増加が見込まれることから、「島本町保育基盤整備加速化方針」(平成 30(2018)年 11 月)を策定し、保育施設の整備を進め、令和 3(2021)年 4 月には待機児童を解消しています。

図 4-1 保育所等の入所児童数



出典：島本町統計書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

大型マンションの建設などにより人口が増加したことに伴い、待機児童が多く発生しましたが、民間事業者による保育施設の整備などを進め、待機児童は一時的に解消されました。しかしながら、J R 島本駅西地区の開発等も予定されていることから、引き続き民間事業者による保育施設の運営とあわせ、町の保育基盤を維持する必要があります。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

専門家による法定点検のほか、職員の近接目視などによる点検を毎年実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

1-2 学校施設（幼稚園、小・中学校）・学童保育室

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。町では現在、町立1園を運営し、4・5歳児の受け入れを行っています。（町内には私立1園があり、満3歳からの受け入れを行っているほか、町外の私立園にも町内からの通園者があります。）

小・中学校は、義務教育を行うための施設であり、子どもたちの学習・生活の場としての機能を基本としながら、地域住民にとってのコミュニティの拠点としての機能や、災害時の避難所としての役割も担っています。

また、各小学校には学童保育室を併設しており、保護者の就労などを要件に、放課後に児童を預かる子育て支援機能も有しています。

（イ） 保有量と老朽化、耐震化などの状況

（町立幼稚園）

第一幼稚園は、建設後20年以上が経過し、設備の老朽化や細かな修繕箇所が目立つようになってきているため、計画的なメンテナンスが必要です。

表 4-2 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（町立幼稚園）

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）
第一幼稚園	青葉三丁目 1番1号	H5 (1993)	RC造	2	新耐震基準	1,198.00	2,697.00

（小・中学校）

本町の小・中学校の延べ床面積は約4万2千㎡で、町が保有する公共建築物の総面積の約50%に当たります。児童生徒数が急増した昭和40年代から50年代にかけて多くの校舎が建設されており、老朽化が進行しています。

喫緊の課題であった学校施設の耐震化については、近年、他の公共施設に優先して取組を進めた結果、令和2（2020）年度末に全ての小中学校で耐震化（地震の際に緊急避難場所として使用できる水準）が完了しました。

表 4-3 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（小学校・学童保育室）

施設名		所在地	区分	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	
小学校	第一小学校	広瀬一丁目 5番5号	旧館	S41(1966)	RC造	3	済	1,994.0	(校舎計) 5,008.0	10,893.0
			新館	S54(1979)	RC造	4	済	2,516.0		
			増築棟	H1(1989)	RC造	4	新耐震	498.0		
			体育館	S49(1974)	RC造	2	済	837.0		
			プール施設	H2(1990)	-	-	-	475.0		
	第二小学校	東大寺四丁目 167番地	北館	S51(1976)	RC造	3	済	1,331.0	(校舎計) 5,796.0	22,170.0
			西館・増築	S55(1980)	RC造	4	済	2,795.0		
			新館	H18(2006)	RC造	3	新耐震	1,670.0		
			給食棟	H17(2005)	S造	1	新耐震	250.0		
			体育館	S46(1971)	RC造	1	済	648.0		
			第二学童棟	H30(2018)	S造	2	新耐震	496.0		
			プール施設	S45(1970)	-	-	-	534.0		
	第三小学校	桜井二丁目 25番1号	A棟	R2(2020)	RC造	4	新耐震	3,390.0	(校舎計) 5,676.0	17,357.0
			B棟	S47(1972)	RC造	4	済	1,215.0		
			C棟	S47(1972)	RC造	4	済	1,071.0		
			体育館	S48(1973)	RC造	2	済	857.0		
			プール施設	S48(1973)	-	-	-	396.0		
	第四小学校	高浜二丁目 2番1号	校舎①	S56(1981)	RC造	4	済	2,830.0	(校舎計) 7,120.0	18,955.0
			校舎④	S56(1981)	RC造	4	済	2,129.0		
			校舎⑤	H29(2017)	S造	4	新耐震	2,161.0		
			体育館	S56(1981)	RC造	1	済	929.0		
			第四学童棟	H28(2016)	S造	2	新耐震	411.0		
			プール施設	S56(1981)	-	-	-	483.0		
(小学校計)							校舎	23,600.0		
							給食棟	250.0		
							体育館	3,271.0		
							学童棟	907.0		
							プール施設	1888.0		

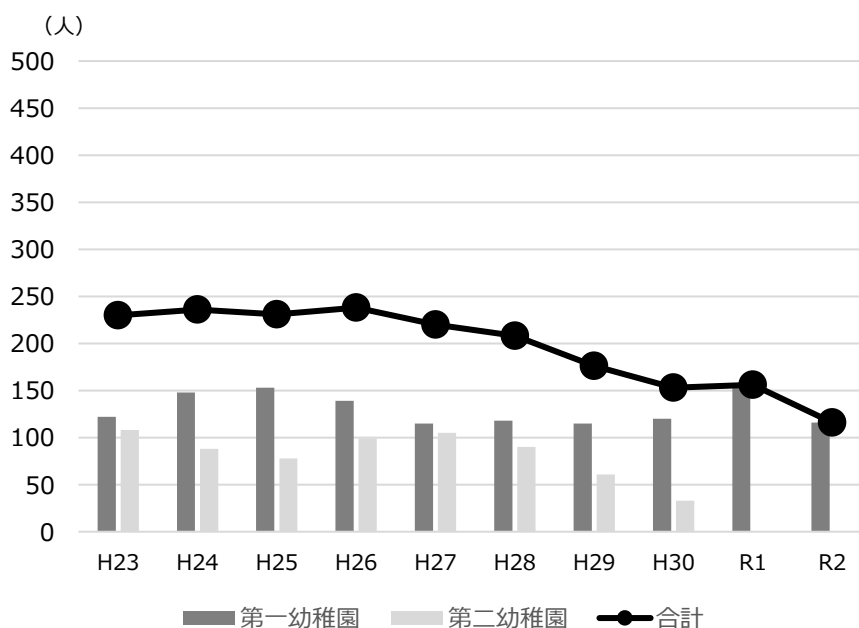
表 4-4 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（中学校）

施設名		所在地	区分	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
中学校	第一中学校	水無瀬一丁目 19 番 4 号	旧 館	S36 (1961)	RC 造	3	済	1,572.0	15,484.0
			西館・EV 棟	S48 (1973)	RC 造	4	済	2,985.0	
			特別教室棟	S63 (1988)	RC 造	3	新耐震	773.0	
			体 育 館	S43 (1968)	RC 造	2	済	1,167.0	
			プール施設	S52 (1977)	-	-	-	366.0	
	第二中学校	東大寺四丁目 150 番地	校 舎 ① ⑫	S51 (1976)	RC 造	4	済	3,648.0	22,188.0
			校 舎 ⑤ ⑥	S57 (1982)	RC 造	4	新耐震	2,452.0	
			給 食 棟	H27 (2015)	S 造	4	新耐震	593.0	
			体 育 館	S52 (1977)	RC 造	1	済	1,081.0	
			プール施設	S52 (1977)	-	-	-	425.0	
(中学校 計)								校舎 11,430.0	37,672.0
								給食棟 593.0	
								体育館 2,248.0	
								プール施設 791.0	

(ウ) 利用者の状況

町立幼稚園では、2園ともに定員割れの状態が約20年間続いており、子育て支援策の一環として預かり保育を実施するなどのサービス拡充を行っていましたが、依然として利用ニーズが低減しています。第二幼稚園については、施設の老朽化・耐震性などの課題なども踏まえ、平成31(2019)年3月に閉園し、第一幼稚園と統合しました。

図4-2 町立幼稚園の入所児童数

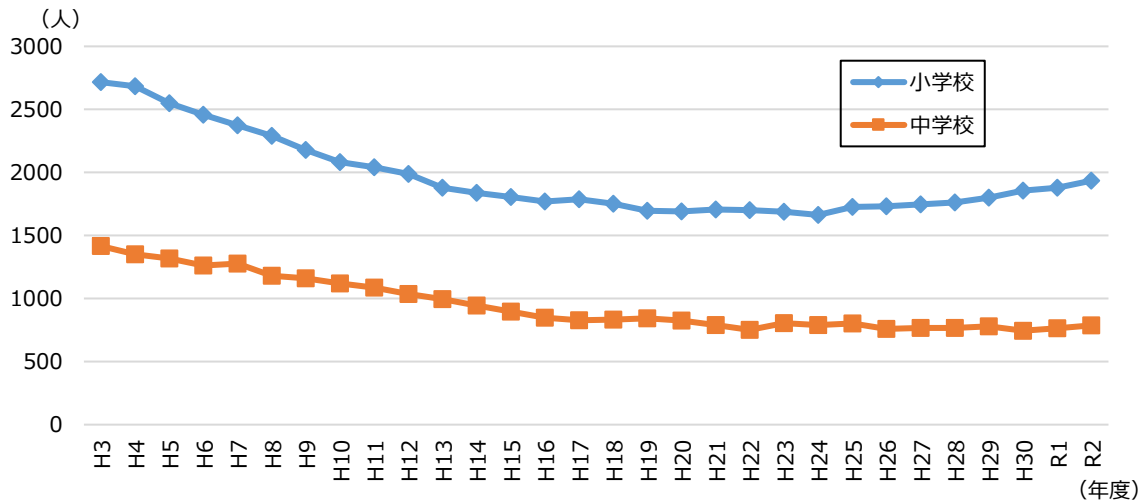


出典：島本町統計書を基に作成

町立学校の児童生徒数は、小学校では昭和60(1985)年に約3,200人、中学校では昭和62(1987)年に約1,600人でそれぞれピークを迎えました。当時、一部の学校ではグラウンドにプレハブ校舎を設置して授業を行う必要が生じるなど、過大規模校となったため、通学区域の変更を行うなどして町内全体での受け入れに努めてきました。その後、児童生徒数は減少傾向に転じていましたが、平成26(2014)年度以降、徐々に増加しています。

また、支援学級の増加や少人数学級の実施、習熟度別授業の実施による余裕教室の活用などにより、児童生徒数の減少にかかわらず教室の余剰は限定的な状況です。

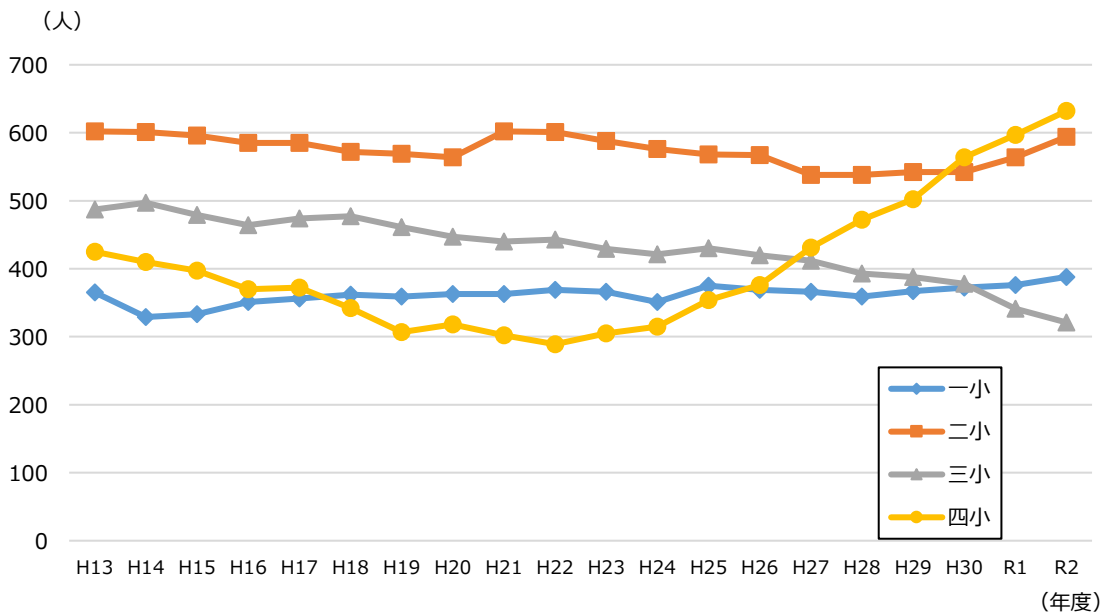
図 4-3 児童生徒数の推移（過去 30 年）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

小学校別にみると、近年の大型マンション建設などの住宅開発に伴い、第四小学校の児童数については、一時的かつ急激な増加傾向にあります。一方、第一小学校、第二小学校はほぼ横ばい、第三小学校も減少傾向ですが、校区内における住宅開発の動向によっては、一時的な増加が想定されます。

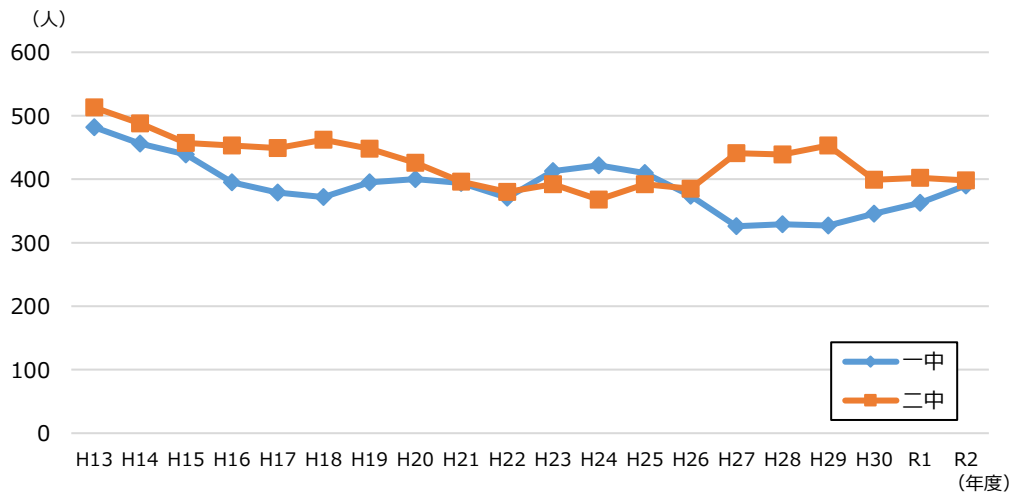
図 4-4 小学校別・児童数の推移（過去 20 年）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

中学校別にみると、第一中学校では平成 29(2017)年度以降増加傾向にあるのに対し、第二中学校では平成 30(2018)年度以降は横ばいとなっています。

図 4-5 中学校別・生徒数の推移（過去 20 年）

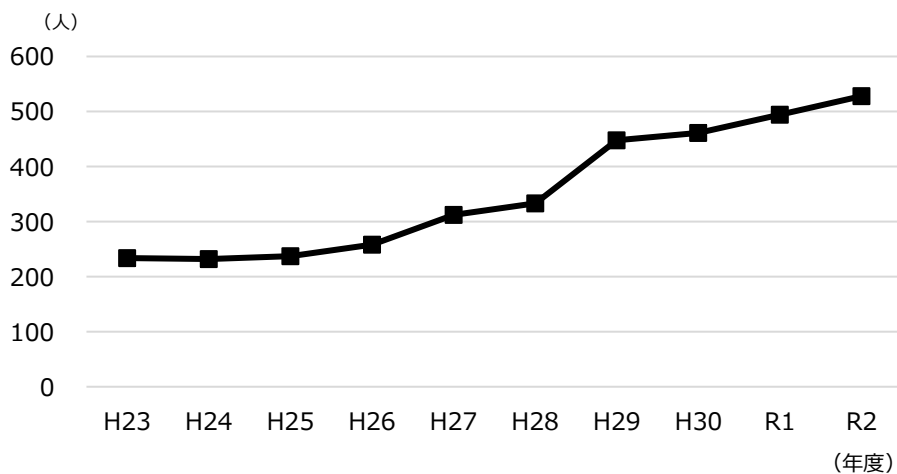


出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

学童保育室の利用状況においては、近年の住宅開発による児童人口の増加や女性の社会進出の進展などによる保育ニーズの高まりから、利用者数は増加傾向にあります。

こうした学童保育の需要に対応するため、第二学童保育棟（第二小学校内）や第四学童保育棟（第四小学校内）の整備を進めるとともに、平成 29(2017)年には 4 年生の受入れを開始しました。

図 4-6 学童保育室の利用状況（過去 10 年）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

(町立幼稚園)

令和元年に第二幼稚園を廃止したものの「子ども・子育て支援新制度」や「幼児教育・保育の無償化」による、公私間の負担格差縮小に伴い、今後も町立幼稚園の利用意向は減少することが予想されます。第一幼稚園の利用ニーズ低減の実態を把握するために実施した町内の私立幼稚園に入園された児童の保護者に対するアンケート調査の結果なども踏まえ、今後のあり方について検討します。

(小・中学校)

今後、島本駅西地区開発を含む住宅開発が想定され、一時的な人口増に伴う児童生徒数の増加が想定されることから、当面の間、施設数・保有面積等は維持する必要があるものの、2030年前後をピークに少子化が進行することで、児童生徒数は減少するものと考えられることから、将来を見据えた学校規模の適正化に向けた検討を継続します。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

令和3年6月に策定した「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、「安全・安心な施設環境の確保」、「教育環境の質的向上」、「地域コミュニティの拠点形成」を学校施設の目指すべき姿と位置付け、不具合が生じた後に修繕等を実施する事後保全による維持管理手法ではなく、予防保全により建物の長寿命化を図り、建替えサイクルの延長による施設整備を推進します。そのため、教育委員会は、法令に定められた定期点検等を専門業者に依頼し、適切に修繕・更新を実施し、維持管理を行うとともに、学校から報告を受けたものに対する措置も行います。また、長寿命化対策を進めるにあたっては、適正な規模を念頭に、時代のニーズに対応した施設へと転換を図ります。

1-3 町営住宅

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

町では、経済的な理由などにより住宅に困窮している方に、健康で文化的な居住生活を営んでいただくことを目的として、2か所の町営住宅を設置しています。

このうち、緑地公園住宅は、昭和27(1952)年から35(1960)年にかけて町内5か所(半坂・滝谷・鈴谷・岸ノ下・鶴ヶ池)に分散して建設された町営住宅を廃止・集約化し、平成15(2003)年に建設したものです。

なお、町内の公営住宅としては、上記のほかに、大阪府営島本江川住宅(24棟・計564戸)があります。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

緑地公園住宅は、建設後18年以上が経過し、附帯設備の老朽化や構造躯体の軽微な収縮亀裂・白華(エフロレッセンス※)などが年々目立つようになってきているため、令和4(2022)年度から5(2023)年度に実施予定の外壁等の改修工事や屋上防水の改修工事など、計画的なメンテナンスが必要です。

御茶屋住宅は、平成23(2011)年度に耐震診断を行い、必要な耐震性能を満たしていることを確認していますが、建設後約40年近くが経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいるため、令和元(2019)年度から2(2020)年度にかけて、外壁等の改修工事やユニットバス設置など設備の更新工事を実施しました。

また、町では平成25(2013)年3月に「島本町営住宅長寿命化計画」(平成25(2013)～令和3(2022)年度の10年計画)を策定後、平成31(2019)年3月、令和3(2021)年3月、令和4(2022)年3月に一部見直しを行い、国の交付金なども活用した町営住宅の予防保全的な修繕・改善事業の内容を見直しています。

表4-5 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要(町営住宅)

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	階数	戸数	耐震化 の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
緑地公園 住宅	山崎二丁目 1番8号	—	H15(2003)	RC造	10	134	新耐震 基準	10,247.94	13,500.00
御茶屋 住宅	広瀬二丁目 9番23号	A号棟	S52(1977)	PC造	2	4	補強不要	233.74	649.50
		B号棟	S52(1977)	PC造	2	4		233.74	
合計	—	—	—	—	—	142	—	10,715.42	14,149.50

※ エフロレッセンス…コンクリートの表面などに発生する白色の物質。発生してもコンクリート強度に問題はない。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

今後、府営島本江川住宅も含めた町内における公営住宅ストックに対する需要の動向や利用者の意向などを十分踏まえながら、将来の町営住宅のあり方を検討することとします。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

「町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕対策を講じます。また、同計画は令和4(2022)年度までの計画であることから、次期計画の策定について検討します。

緑地公園住宅については、建築基準法に基づき3年に1度、一級建築士などの資格者により、建築物の損傷・腐食・劣化などの点検を実施するとともに、必要に応じ修繕などの対応を行います。

御茶屋住宅についても、適宜、職員の近接目視による点検を行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施します。

また、施設の管理・運営については、他市町の事例を参考にしながら、指定管理者制度について、調査研究を進めます。

1-4 庁舎

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

町の主たる事務所であり、各種手続に係る住民窓口、様々な部局の執務室や町議会の議場などで構成されています。また、町の災害対策の拠点としての機能を有しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

建設後 40 年以上が経過し老朽化が進行しているほか、必要な耐震性能を満たしていません。耐震改修を行った場合、多額の費用を要するにもかかわらず、耐震壁の設置により事務所空間が狭くなるなどの課題があり、建て替えも選択肢として、耐震化の手法について検討した結果、平成 30(2018)年 4 月に「島本町役場庁舎耐震化方針」を策定し、建て替えでの耐震化を図ることに決定しました。現在は、令和元(2019)年 6 月に策定した「島本町新庁舎建設基本計画」及び令和 2(2020)年 11 月に取り纏めた「島本町新庁舎建設の検討について」を踏まえ、新庁舎の建設を進めています。

表 4-6 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（役場庁舎）

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化 の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
役場庁舎	桜井二丁目 1 番 1 号	S47(1972)	RC 造	地上 3 地下 1	未	4,737.27	8,021.96

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

現役場庁舎については、耐震性能の不足、施設・設備の老朽化などの諸課題を解決するため、「島本町新庁舎建設基本計画」、「島本町新庁舎建設の検討について」及び令和 3(2021)年 12 月に策定した「島本町庁舎個別施設計画（役場編）」に基づき、新庁舎建設に係る事務を進めています。新庁舎建設にあたっては、延床面積の圧縮等による保有量の削減を図ってまいります。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

令和 6(2024)年度中に新庁舎が完成する予定であり、それまでの間、現役場庁舎においては、防災、安全面等での課題を念頭におき、必要かつ最小限での維持補修に努めることとします。

1-5 消防施設（消防庁舎、消防団詰所）

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

消防庁舎は、町における火災の鎮圧や予防、救急救助活動や各種災害対策の拠点施設であり、通信指令室や執務室、車庫などで構成しています。

消防団詰所及び車庫（以下、「消防団詰所等」という。）は、消防団の活動拠点であり、町職員で編成する本部附属分団を除き、町内7カ所に設置しています。

（イ） 保有量と老朽化、耐震化などの状況

表 4-7 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（消防庁舎）

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）
消防庁舎	若山台一丁目2番5号	S53(1978)	RC造	3	済	1,036.30	2,422.01

消防庁舎については、建設後40年以上が経過し老朽化が進行していますが、平成25(2013)年度に耐震補強工事、令和元(2019)年度に女性用の勤務設備等工事を実施しています。庁舎施設の長寿命化の取組みが今後の課題です。

表 4-8 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（消防分団詰所等）

分団名	所在地	建設年度	詰所及び車庫の状況	構造	耐震化の状況	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）
広瀬・機動分団	広瀬三丁目2番9号	S47(1972)	詰所・車庫併設	木造	未	不明	89.12
尺代分団	尺代424番地	登記・図面なし	詰所：自治会集会所 車庫：有（単独）	木造	未	不明	152.00
高浜分団	高浜一丁目6番地	登記・図面なし	詰所・車庫併設	RC造	未	不明	128.85
桜井西側分団	桜井五丁目16番17号	H4(1992)	詰所：自治会集会所 車庫：有（単独）	CB造	新耐震基準	16.00	不明
桜井分団	桜井二丁目12番12号	H10(1998)	詰所：桜井公会堂 車庫：有（単独）	RC造	新耐震基準	24.00	214.54
山崎分団	山崎二丁目1番2号	H11(1999)	詰所・車庫併設	鉄骨造	新耐震基準	54.18	165.02
東大寺分団	東大寺二丁目8番7号	H22(2010)	詰所・車庫併設	鉄骨造	新耐震基準	51.69	84.80

※ 尺代分団詰所、高浜分団詰所の建設年度等の詳細は不明。

消防本部発足以前より建設されている消防団詰所及び車庫についても老朽化が課題となっています。今後、建替えや改修等を計画的に推進するため、令和3(2021)年度に「島本町消防団詰所等個別施設計画」を策定しました。

イ 今後の基本的な方針

専門家による法定点検のほか、適宜、職員による点検などを行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施することで、施設の機能保全を図ることとします。

一部の消防団詰所等については、昭和 56 年以前に建設されていることから、新耐震性能基準を充たしていない可能性が高い建物であり、地震発生時に倒壊する可能性も否定できないことから、早期に改善を図る必要があります。建て替え、改修時には、団組織の再編、施設の統合・共同利用、他の施設の活用、建設手法の工夫など様々な手法を検討し、特定財源収入の確保にも努めながら、建設コストの圧縮及び平準化並びに施設維持コストの低減を図ります。

1-6 集会所（第二コミュニティセンター・自治会集会所）

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

地域住民や各自治会の集会などの活動に利用されています。災害時の避難場所や、選挙の際の投票所としての役割を担う施設もあります。

（イ） 保有量と老朽化、耐震化などの状況

第二コミュニティセンターは、建設後 30 年以上が経過し、補修の必要な箇所が発生しています。町所有の自治会集会所についても、約半数が建設後 30 年以上の建物となっています。

表 4-9 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（集会所）

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
第二コミュニティセンター	山崎三丁目 2 番 5 号	S58(1983)	鉄骨造	2	新耐震 基準	360.58	385.15
緑地公園住宅集会所	山崎二丁目 1 番 9 号	H15(2003)	RC 造	1	新耐震 基準	328.02	町営住宅 の敷地内
柴田自治会集会所	広瀬二丁目 13 番 23 号	S46(1971)	木造	1	未	33.12	児童公園 の敷地内
三晃自治会集会所	広瀬二丁目 11 番 13 号	S49(1974)	木造	1	未	43.74	100.15
楠自治会集会所	青葉一丁目 24 番 14 号	S53(1978)	鉄骨造	1	未	70.78	143.50
青葉会・シャルマンコーポ 水無瀬自治会集会所	青葉三丁目 12 番 6 号	S58(1983)	RC 造	2	新耐震 基準	300.52	427.43
新水無瀬万葉自治会 集会所	広瀬四丁目 24 番 4 号	S59(1984)	RC 造	1	新耐震 基準	75.00	154.75
ユニライフ山崎Ⅱ集会所	山崎二丁目 1 番 5 号	S59(1984)	鉄骨造	1	新耐震 基準	147.22	292.80
山崎柴田自治会集会所	山崎四丁目 8 番 12 号	S63(1988)	木造	1	新耐震 基準	58.82	111.52
楠公自治会集会所	青葉一丁目 19 番 22 号	H2(1990)	鉄骨造	1	新耐震 基準	73.50	67.00
東大寺三丁目自治会 集会所	東大寺三丁目 8 番 10 号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	161.84	248.92
御所ノ内自治会集会所	桜井四丁目 9 番 12 号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	56.90	122.43
桜井台自治会集会所	桜井台 1 番 3 号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	112.91	388.00
百山自治会集会所	百山 10 番 7 号	H16(2004)	木造	1	新耐震 基準	69.70	102.24
東大寺自治会集会所	東大寺二丁目 25 番 7 号	H21(2009)	木造	2	新耐震 基準	183.82	201.93
南百山自治会集会所	百山 21 番 18 号	R1(2019)	木造	2	新耐震 基準	100.75	107.81
合計	—	—	—	—	—	2,177.22	3,214.77

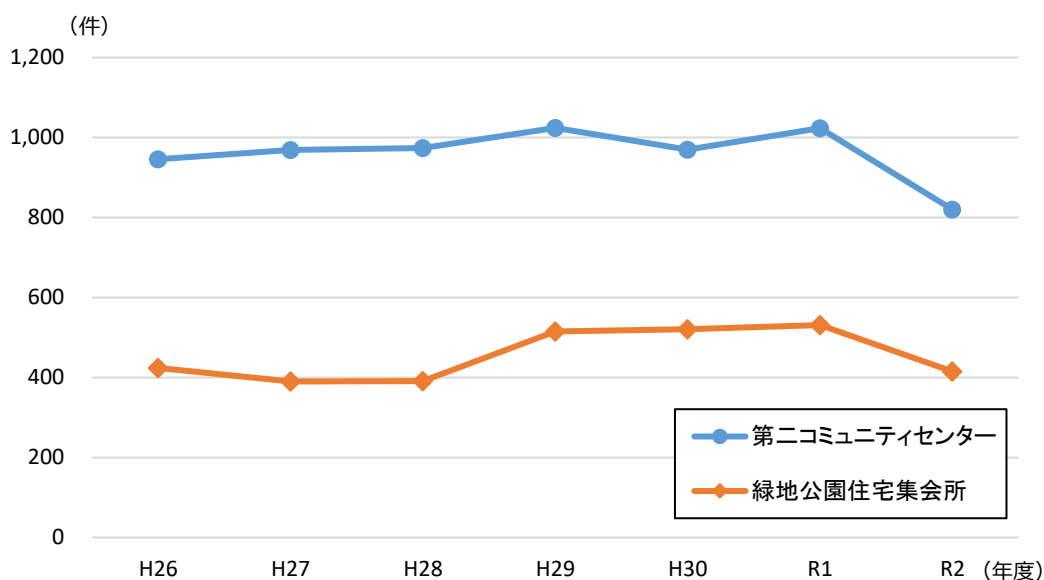
(ウ) 利用者の状況

第二コミュニティセンターと緑地公園住宅集会所は、周辺地域を中心としながらも住民全体を利用対象としています。町所有の自治会集会所は、原則として当該自治会の会員を利用対象としています。

第二コミュニティセンターは、周辺地域の自治会などから選出される委員で組織する管理運営委員会に町が補助金を交付し、管理運営していただいています。利用件数は年間1,000件程度で推移しています。

緑地公園住宅集会所は、維持管理の一部をシルバー人材センターに委託し、利用の受付はふれあいセンターの指定管理者が担っています。利用件数は年間400～500件程度で推移しています。

図4-7 第二コミュニティセンター・緑地公園住宅集会所の利用件数の推移（H26～R2）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

老朽化が進行している施設については、利用動向や防災対策上の位置づけ、町所有施設以外の公民館施設等の状況、地元自治会の意向などを十分踏まえながら、集会の際に周辺の公共施設を利用していただくことなども含めた検討を行います。

第二コミュニティセンターについては、管理運営委員会とも協議しながら、今後の施設のあり方を検討することとします。

1-7 スポーツ施設（町立体育館）

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

町立体育館は、町におけるスポーツ活動の振興や、住民の健康・体力づくりなどを図るための拠点施設として設置しています。

（イ） 保有量と老朽化、耐震化などの状況

町立体育館は建設から 40 年が経過しており、施設・設備の老朽化が進行しています。また、平成 28(2016)年度に実施した耐震診断の結果、体育館棟（第 1 体育室の建物）が耐震性能を満たしていないことを確認していることから、対策が必要です。

表 4-10 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（町立体育館）

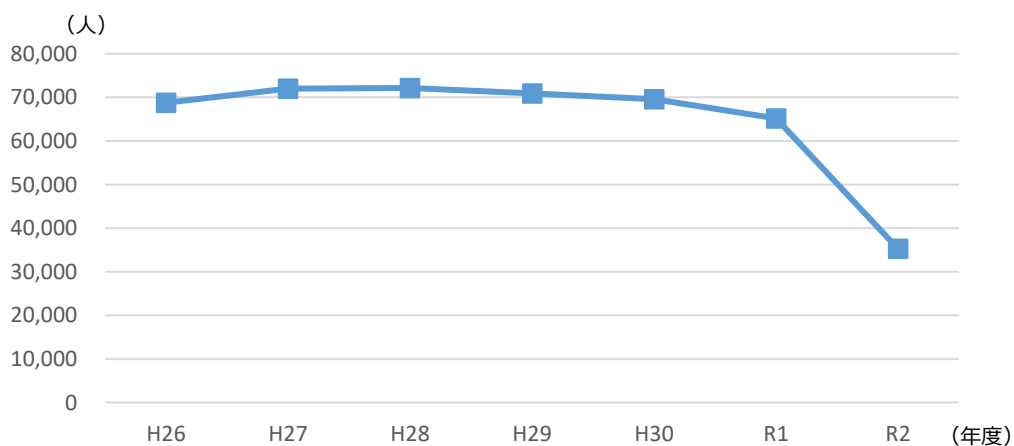
施設名	所在地	建設年度	構造	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	設備
町立体育館	桜井二丁目 11 番 22 号	S56 (1981)	RC 造	未	1,286.17	1,791.00	第 1～3 体育室、 トレーニングルーム、研修室

（ウ） 利用者の状況

町立体育館の利用人数は、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きく減少したものの、令和元(2019)年度までは、70,000 人程度で推移していました。

民間への運営委託により効率的な運営に努めていますが、用地が借地であるため、毎年度借地料の負担が生じています。

図 4-8 町立体育館の利用人数の推移（H26～R2）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

体育館棟（第1体育室の建物）が耐震性能を満たしていないことから、耐震化が必要であることに加え、用地が借地であることなどから、耐震化に際しては移転新築も含めた検討が必要ですが、建替には多額の費用を要することから、町財政の動向も十分に踏まえながら、施設の必要面積及び機能などを見極め、民間活力の導入や学校体育館との合築なども踏まえた検討を行います。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

専門家による法定点検のほか、職員の近接目視などによる点検を毎年実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

1-8 その他の福祉・教育・文化関連施設（ふれあいセンター、人権文化センター、教育センター、歴史文化資料館、旧やまぶき園）

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

（ふれあいセンター）

保健・福祉・生涯学習などの機能を有する複合施設で、構成は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>（1階）ケリヤホール（300人収容）、保健センター機能（集団検診室など）など</p> <p>（2階）高齢者福祉センター（和室など）、障害者・高齢者のための諸室（水訓練室、軽体育室など）</p> <p>（3階）生涯学習のための諸室（貸室）など</p> <p>（4階）町立図書館など</p> |
|--|

また、防災行政無線の親局（基幹放送局）設備が設置され、町の災害対策の拠点機能も有しています。

（人権文化センター）

人権に関する相談・啓発・交流事業のほか、地域の諸活動のための貸室や、学習支援など青少年向けの事業も実施しています。

行政サービスコーナーとして、住民票の写しなどの発行や町立図書館の図書などの返却受付も行っています。

（教育センター）

教育相談や発達相談、不登校児童・生徒の学校復帰支援のための適応指導を行っています。教職員などの会議や研修などの場としても活用されています。

（歴史文化資料館）

郷土の歴史・考古・民俗資料を展示しています。

年に数回、館内で講演会やコンサートを開催するほか、正面広場はにぎわいづくりのためのイベントなどにも活用されています。

平成27(2015)年8月、国登録有形文化財（建築物）に登録されました。

（旧やまぶき園）

知的障害者（18歳以上）を主な対象者とする通所施設として、「生活介護」「就労継続支援B型」「特定相談支援事業」の3つのサービスを行っていましたが、「やまぶき園移転建替え及び拠点施設整備の基本方針」を策定したうえで、平成30年度末で閉園しました。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

表 4-11 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
ふれあいセンター	桜井二丁目 11 番 22 号	H8 (1996)	RC 造	地上 4 地下 1	新耐震基準	9,859.00	13,464.28
人権文化センター	広瀬二丁目 22 番 27 号	S53 (1978)	RC 造	2	補強不要	731.00	1,312.84
教育センター	広瀬三丁目 1 番 30 号	S40 (1965)	RC 造	2	未	414.70	357.02
歴史文化資料館	桜井一丁目 3 番 1 号	S16 (1941)	木造	1	未	421.35	1,888.00
旧やまぶき園	青葉二丁目 12 番 14 号	S48 (1973)	鉄骨造	2	未	837.82	833.55

(ふれあいセンター)

町の公共施設の中では比較的新しい施設で、新耐震基準の建築物であるとともに、バリアフリー対応施設となっていますが、建設後 20 年以上が経過し、補修が必要な箇所が発生しています。

このため、令和 4(2022)年度に空調機の更新や屋上防水等の工事を実施するなど、保全・修繕計画に基づく施設の長寿命化をめざしています。

(人権文化センター)

建設後 30 年以上が経過し、維持補修の必要な箇所が発生していますが、平成 26(2014)年度に耐震診断を実施し、必要な耐震性能（地震の際に緊急避難場所として使用できる水準）を有していることを確認しています。

(教育センター)

民間金融機関が建設した建物を購入し、昭和 53(1978)年に町立図書館とした後、大規模改修を行い、平成 9(1997)年から現在の用途に転用しています。

建設後 50 年が経過し、老朽化が進行しています。また、平成 27(2015)年度に耐震診断を行った結果、必要な耐震性能を満たしていないことがわかっています。

(歴史文化資料館)

史跡桜井駅跡の記念館（麗天館）として昭和 16(1941)年に建設された建物で、平成 16(2004)年に大阪府から無償譲渡を受けた後、大規模改修を行い、平成 20(2008)年に資料館として開館しました。

今後、必要な耐震性能を有しているかの診断を行う必要があります。また、空調設備がないため、夏季及び冬季は、館内での催し物などの使用は困難な状況です。

(旧やまぶき園)

当該施設は、昭和 48 (1973) 年に建設され、平成元 (1989) 年まで保育所として使用し、その後大規模改修し、平成 4 (1992) 年度から平成 30 (2018) 年度まで障害者通所施設 (やまぶき園) として使用していましたが、平成 31 (2019) 年 4 月に廃止しました。

建築後約半世紀が経過し、耐震性能やアスベスト使用 (天井裏・封じ込め処理済) などの課題があります。現在、除去等にかかるコスト縮減についても留意しながら、除却または再利用に向けて検討しているところです。

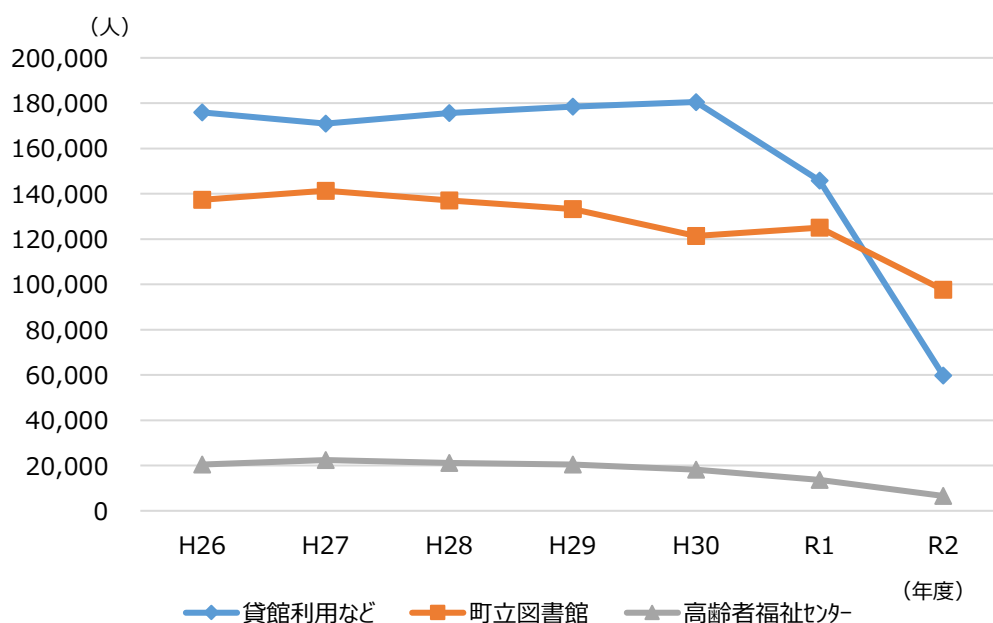
(ウ) 利用者の状況

(ふれあいセンター)

町内で最も利用者数の多い公共施設であり、図書館などの利用者をあわせると、年間 30 万人以上の来館者がありましたが、貸館利用以外の利用者は減少傾向にありました。また、令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、一定期間施設の利用を中止したことなどから、利用者数は減少しています。

なお、平成 20 年 (2008) 年 12 月から指定管理者制度を導入しています (図書館などの運営は直営。)

図 4-9 利用者の推移 (ふれあいセンター)



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

(人権文化センター)

年間の利用者数は概ね 2 万人前後で推移しており、貸館の定期利用団体が利用者の大部分を占めています。

町直営で管理運営を行い、原則として平日の昼間時間帯のみ開館していますが、夜間や土日も含めた利用時間の拡大が検討課題となっています。

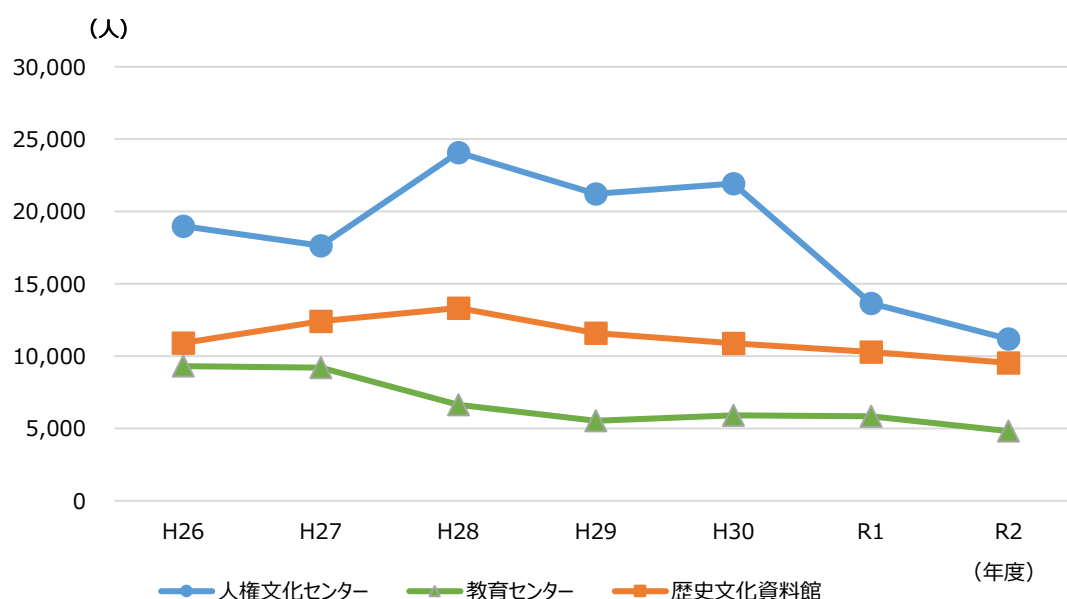
(教育センター)

年間の利用者数は概ね 9 千人前後で推移していましたが、平成 28 年以降は 6 千人前後で推移しています。町の直営で管理運営を行っています。

(歴史文化資料館)

近年では概ね 1 万人以上で推移していましたが、平成 29(2016)年度以降は減少傾向となっています。町直営で管理運営を行っています。

図 4-10 利用者の推移（人権文化センター、教育センター、歴史文化資料館）



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

本計画の基本的な方針である「機能優先への転換と多機能化の推進」に基づき、施設数及び面積の削減に向けた検討を行います。検討にあたっては、「住民ニーズを踏まえた新たな機能」の付加や、部分的な転用なども視野に入れることにします。

また、各施設の実情や他の自治体の事例などを踏まえながら、施設の管理運営に対する民間活力の導入方策についても検討します。

(ふれあいセンター)

新たな機能への部分的な転用なども視野に、各室の利用状況なども踏まえながら、更なる多機能化に向けた検討を行います。なお、利用状況や設備の更新費用等の課題を踏まえ、浴室を廃止し、多目的の交流スペース等への転換に向けて取り組みます。

(人権文化センター)

新たな機能を担うことも含めた検討を行います。あわせて、利用時間の拡大や管理運営の効率化に向けた検討を行います。

(教育センター)

建設後 50 年が経過していることから、耐震性能、施設規模及び利用状況を踏まえ、ふれあいセンターへの機能移転に向けた検討を行います。

(歴史文化資料館)

まちのにぎわいづくりに資する活用を検討します。

(旧やまぶき園)

除去等にかかるコスト縮減についても留意しながら、除却または再利用に向けて検討を行います。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

全ての施設について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検を適宜実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

また、施設の築年数などを踏まえ、今後長期間の使用が可能な施設については、施設改修の年次計画を策定し、計画的に実施していくことにより、長寿命化を図ります。

1-9 清掃工場

ア 現状と課題

家庭などから排出されるごみの中間処理を行うための施設で、ごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設などで構成されています。

施設は、建設から既に 30 年が経過していることから、老朽化は避けられず、施設の耐用年数を引き延ばすにも限界に近い状況にありますが、施設の延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて整備を行い、運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めています。

表 4-12 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（清掃工場）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	設備
清掃工場	大字尺代 490 番地	H2 (1990)	RC 造	新耐震 基準	3,888.79	約 70,000	可燃ごみ 23t/8 時間 2 基 不燃ごみ 6t/5 時間 1 基

イ 今後の基本的な方針

ごみ処理の広域化に向けて検討を進めながら、広域化のめどが立つまでは、3 年に 1 回実施している精密機能検査（施設設備の機能状況、耐用の度合などを把握するための精密な検査）の結果を踏まえ、必要な補修内容などを精査し、財政との整合を図りながら、現施設の長寿命化を図り、不測の事態が生じないよう安定した運転を行っていきます。

1-10 企業会計施設（上下水道部庁舎）

ア 現状と課題

（ア） 施設の役割、担っている機能

上下水道に係る窓口、執務室及び水質試験室として使用しています。

（イ） 保有量と老朽化、耐震化などの状況

平成7（1995）年度に完成し地下1階地上2階の鉄筋コンクリート造となっており、平成30（2018）年度に耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていることを確認しています。

表 4-13 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（上下水道部庁舎）

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）
上下水道部庁舎	広瀬三丁目 11番24号	H7 (1995)	RC造	地上2 地下1	補強不要	563.62	656.00

イ 今後の基本的な方針

専門家による法定点検のほか、適宜、職員による点検などを行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施することで、施設の機能保全を図ることとします。

2 インフラ施設

2-1 公園

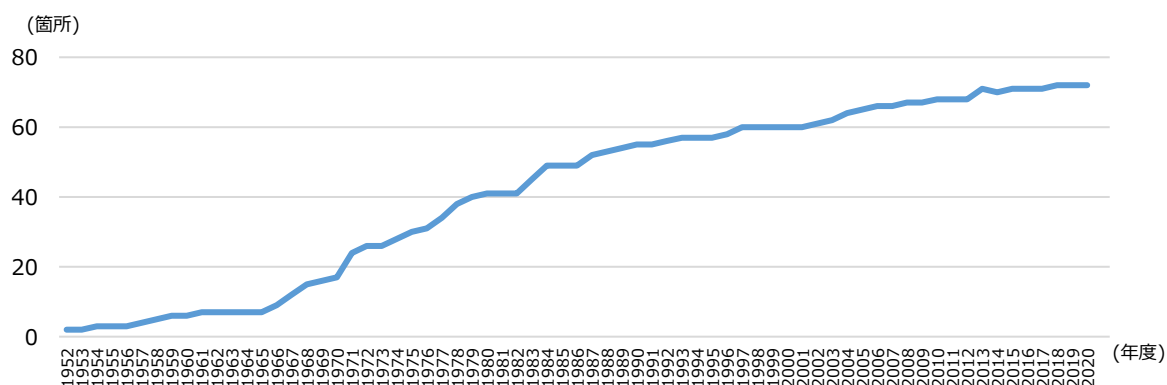
ア 現状と課題

公園は、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場としての役割のほか、都市におけるオープンスペースとして、景観形成や防災などの機能も持っています。

町では、昭和 20 年代後半から公園の整備を開始し、令和 4 (2022) 年 3 月現在、町が管理する公園は 72 か所（都市公園 11・児童公園 61）、総面積は約 8 万 2,000 ㎡となっています。

今後も、開発行為に伴う移管などによって、小規模な公園の増加が予想されます。一方で、供用開始から 30 年以上を経過した公園が多く、中には利用低調な施設もありますが、利用者の多少に関わらず、経常的に遊具のメンテナンスや草刈りなどの維持管理費用が必要となっています（年間の経常的維持管理経費は約 600 万円）。

図 4-13 町が管理する公園数の推移



出典：都市整備課資料（各年度末現在の数値）

表 4-14 町が管理する都市公園の一覧（面積順）

公園名	所在地	面積 (㎡)	開始年月日	施設概要
水無瀬川緑地公園	山崎二丁目	30,625	H15.4.27	グラウンド・遊具・砂場・貯水槽等
東大寺公園	東大寺三丁目	9,600	S43.3.30	グラウンド・テニスコート・便所・ローラースケート場
若山台公園	若山台二丁目	6,655	S63.2.1	休憩所・グラウンド・便所
江川公園	江川一丁目	4,260	H2.5.16	遊具・東屋・便所・砂場
広瀬公園	広瀬二丁目	1,900	S53.7.11	遊具・藤棚・便所・砂場
柳原公園	青葉三丁目	1,507	S58.10.15	遊具・藤棚・砂場・グラウンド
たつがしら公園	山崎三丁目	1,363	S59.3.31	遊具・東屋・砂場
高浜公園	高浜一丁目	1,335	S59.3.31	遊具・広場・便所・砂場
藤の木公園	広瀬五丁目	1,208	S43.3.30	遊具・東屋・砂場
青葉公園	青葉三丁目	1,000	S53.7.11	遊具・砂場
樋之尻公園	広瀬一丁目	770	S43.3.30	遊具・東屋・砂場

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

開発行為に伴う公園整備のあり方について検討するとともに、長期的な視点に立ち、都市公園など地域の拠点となる公園への重点化に向けた検討を行います。

また、令和3(2021)年6月に実施したLINEアンケートの回答などから、公園ごとの利用状況やニーズの把握に努め、周辺地域における公園配置状況や防災対策上の位置付けなども踏まえ、設置する遊具・設備の見直しを推進します。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

町が管理するすべての公園について、引き続き、定期(毎年2回)及び随時に、町職員による遊具などの安全点検を行うほか、毎年1回、専門技術者への委託による精密点検を実施します。点検に際しては、国が示す安全確保指針に基づき、目視や触診などにより、腐食や変形、摩耗、部材の破損や消失などの異常がないかを確認し、事故の未然防止に努めます。

安全点検の結果における緊急性や劣化度合い、設置後の経過年数などに応じ、適切に修繕を行うとともに、必要に応じ取替や使用停止措置を講じます。

公園設備に関する長寿命化計画を策定し、計画的かつ予防的な修繕対策を検討し、施設の長寿命化とコストの縮減をめざします。

また、公園の美化や草刈りなどの日常的な維持管理については、地域住民などとの協働による管理方策も含めた検討を行います。

2-2 道路

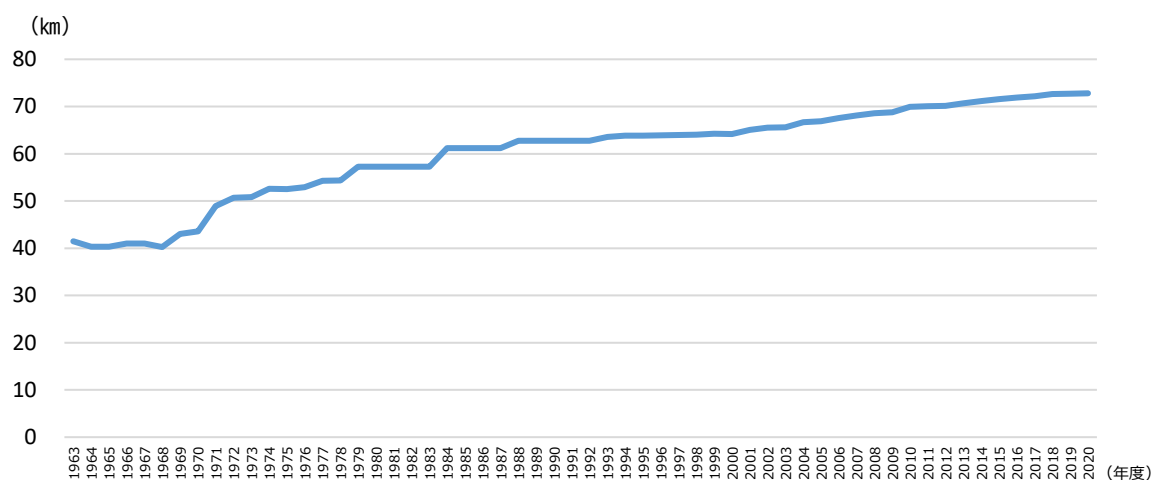
ア 現状と課題

町が管理する道路は408路線あり、その実延長は約73km、総面積は約42万㎡です（令和3（2021）年4月末現在）。今後も開発行為に伴う移管などによって、住宅内道路などの増加が予想されます。なお、町が管理するトンネルはありません。

現在、町域内を6ブロックに分け、すべてのブロックについて毎年4回ずつ、町職員による道路パトロール（定期的な巡回点検）を行い、舗装面の陥没や損傷、道路側溝の破損などが判明した場合には、応急対応や補修工事を実施しています。

また、令和2（2020）年度には、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路を対象に「道路ストック総点検」を実施しました。専門家による路面性状調査や街路灯及び道路標識の点検を行い、結果に基づく修繕対策を進めています。

図4-14 町道（実延長）の推移



出典：各年度の事務事業成果報告書

イ 今後の基本的な方針

引き続き、定期的に道路パトロールを行い、応急対応や補修工事を実施します。

なお、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路については、国が示す「道路ストック総点検実施要領」に基づき、概ね5年に1回の頻度で、専門家への委託による路面性状調査などを実施します。調査結果を踏まえ、計画的かつ予防的な舗装面などの修繕対策を講じることで、長寿命化とコストの縮減をめざすとともに、道路標識や道路照明灯などの耐震性の維持に努めます。

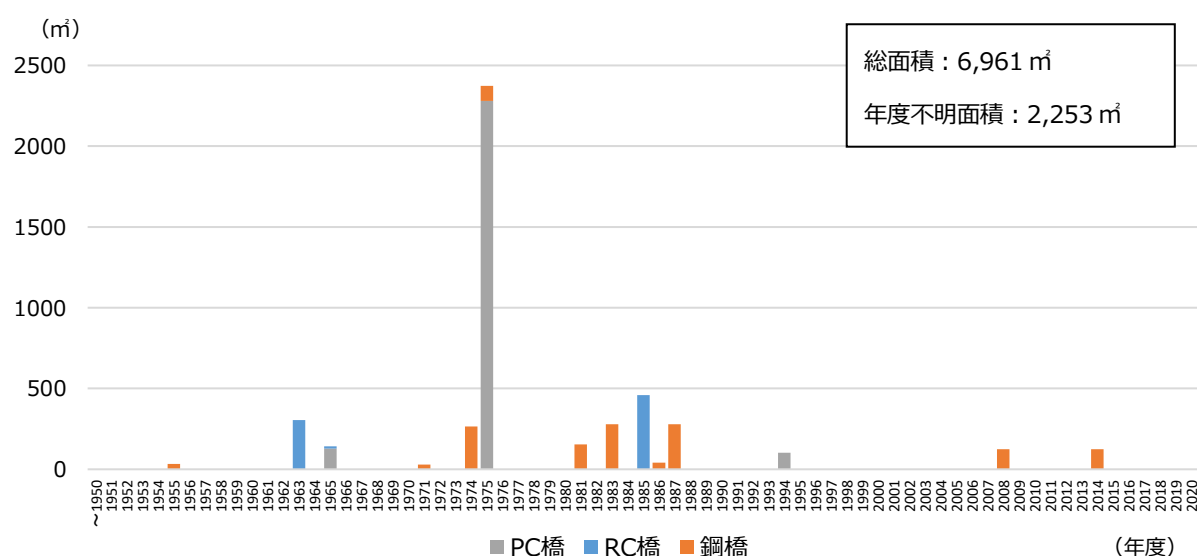
また、道路改修などとあわせて、歩道のバリアフリー化についても順次取り組みます。

2-3 橋りょう

ア 現状と課題

町が管理する橋りょうは、小規模な道路橋や歩道橋などを含めて 107 橋、総面積は約 7,000 m²です（令和 3（2021）年 4 月末現在）。高度経済成長期に作られたものが多く、老朽化が進んでいます。

図 4-15 橋りょうの年度別整備面積



町では、安全・安心な道路ネットワークを維持し、その費用を抑制するため、平成 24(2012)年 3 月に策定した「島本町橋梁長寿命化修繕計画」(平成 24(2012)～33(2021)年度の 10 年計画)に基づき、緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょう(24 橋)を対象に、橋りょうの補修や橋梁の寿命を延ばし、今後の維持管理費用の縮減を図り、併せて現行の耐震基準に適合させるための耐震工事を実施しました。

長寿命化修繕計画の対象となる橋りょう

- ・ 緊急交通路に位置する橋りょう
- ・ バス路線に位置する橋りょう
- ・ 国道、主要地方道へのアクセス路線に位置する橋りょう
- ・ 桁下に道路や線路がある橋りょう
- ・ 生活基盤を担う路線に位置する橋りょう
- ・ 近隣に重要な施設がある橋りょう

また令和 3(2021)年には、道路法に基づく 5 年に一度の橋梁の近接目視による定期点検を行うとともに、平成 24(2012)年度に策定した「島本町橋梁長寿命化修繕計画」を、対象の橋りょうを 33 橋に増やし、更新を行いました。

計画では従来の対症療法型の維持管理から、傷みが大きくなる前から計画的に対策を行う「予防保全型」の管理手法への移行を図ることで、修繕及び架け替えに要するコストを縮減するとともに、橋りょうの長寿命化を図ることとしています。

イ 今後の基本的な方針

緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょうについては、引き続き「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を講じ、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

また、長寿命化に向けた補修工事を行う際には、併せて耐震化工事を実施することを基本とし、順次、主要橋りょうの耐震化を進めます。

あわせて、町が管理するすべての橋りょうについて、国が示す点検基準に基づき、5年に1回の頻度で点検を行います。点検は、近接目視により行うことを基本に、必要に応じ触診や打音などの非破壊検査を実施し、損傷状況の把握や健全性の診断を行います。

点検・診断は、主要な橋りょうについては専門家への委託により実施し、その他の橋りょうについては、道路橋点検士の研修を受けた町職員が中心となって行います。

点検・診断の結果を踏まえ、主要な橋りょうについては、長寿命化に向けた補修工事を計画的に実施します。その他の橋りょうについても、適切に応急補修などの対策を講じることとします。

2-4 上水道施設（水道管・大藪浄水場）

ア 現状と課題

（水道管）

町の水道事業は、昭和 34(1959)年に給水を開始した後、町の発展に伴う給水人口の増加に対応するため、事業規模の拡張を進めてきました。

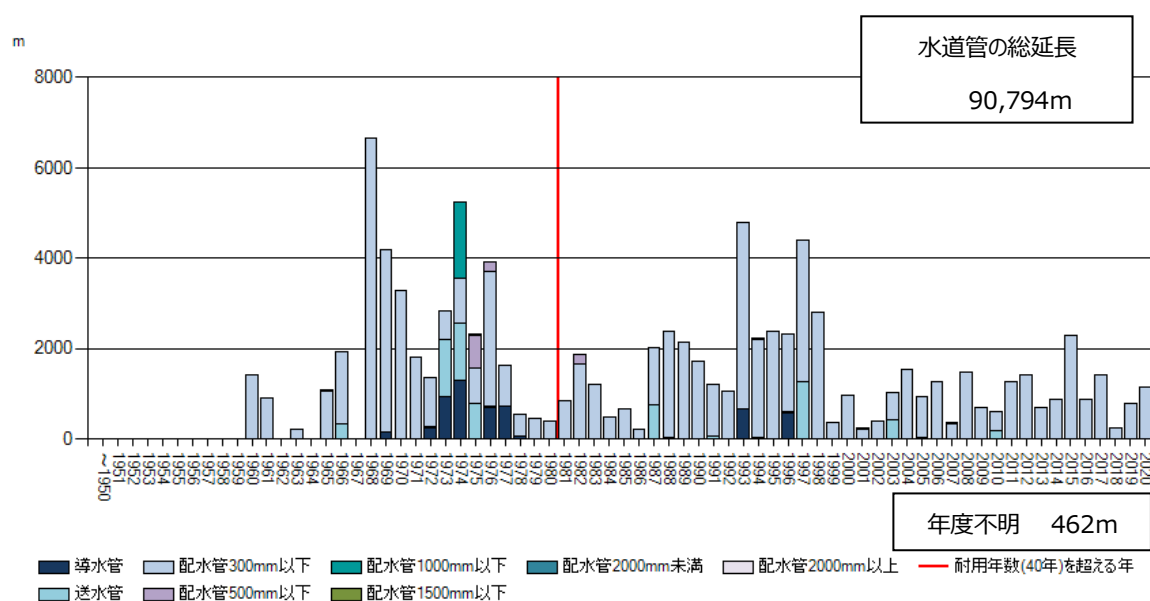
町の水道管の総延長は約 91 km ですが、布設後 40 年を経過した老朽管が約 30 km あり、老朽化が進んでいます。

また、管路の耐震適合率※は 28.7%（令和元(2019)年 3 月末現在）であり、大規模な地震などに備えるため、耐震化を進める必要があります。

このため、老朽管の更新、耐震化及び配水系統の強靱化など、効率的な管路の更新などを図ることを目的として、平成 26(2014)年 3 月に「水道管路更新等計画」を策定しています（平成 26(2014)～35(2023)年度の 10 年計画）。

この計画に基づき、老朽が著しい管路及び基幹管路や防災拠点、緊急交通路など、優先度の高い水道管から計画的に布設替え及び耐震化を進めています。

図 4-16 水道管の年度別整備延長



（大藪浄水場）

大藪浄水場は、各水源から集まる地下水を安全な水にし、配水池などを通じ各家庭などに供給するための中枢拠点施設として、昭和 47(1972)年に完成しました。供用開始から 40 年以上が経過し耐震化の課題がありましたが、令和元年度に耐震化工事が完了しました。

上水道施設には、浄水場のほか、取水井、ポンプ所、配水池及び管路などがありますが、施

設によっては耐震性能を満たしていない等の課題があります。

令和 2 (2020) 年度に策定した「島本町水道事業ビジョン」(令和 3 (2021) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 13 年計画) において、アセットマネジメント手法による、計画的な経年化設備の更新を計画しています。

イ 今後の基本的な方針

水道管については、定期的に漏水調査を実施し必要な修繕を行うとともに、「水道管路等更新計画」に基づき、計画的に布設替え及び耐震化を進めます。

大藪浄水場などの施設については、施設ごとに定期点検を実施し必要な修繕を行うとともに、「島本町水道事業ビジョン」及び施設整備の事業計画に基づき、将来の水需要を踏まえた施設規模の適正化や、計画的かつ効率的な施設設備の更新などを進めることで、安定した給水の確保と経営基盤の強化を図ります。

2-5 下水道施設（下水道管・ポンプ場）

ア 現状と課題

（下水道管）

町では、昭和 49(1974)年度から公共下水道事業（污水）の整備を始め、平成 2(1990)年度から順次供用を開始しています。

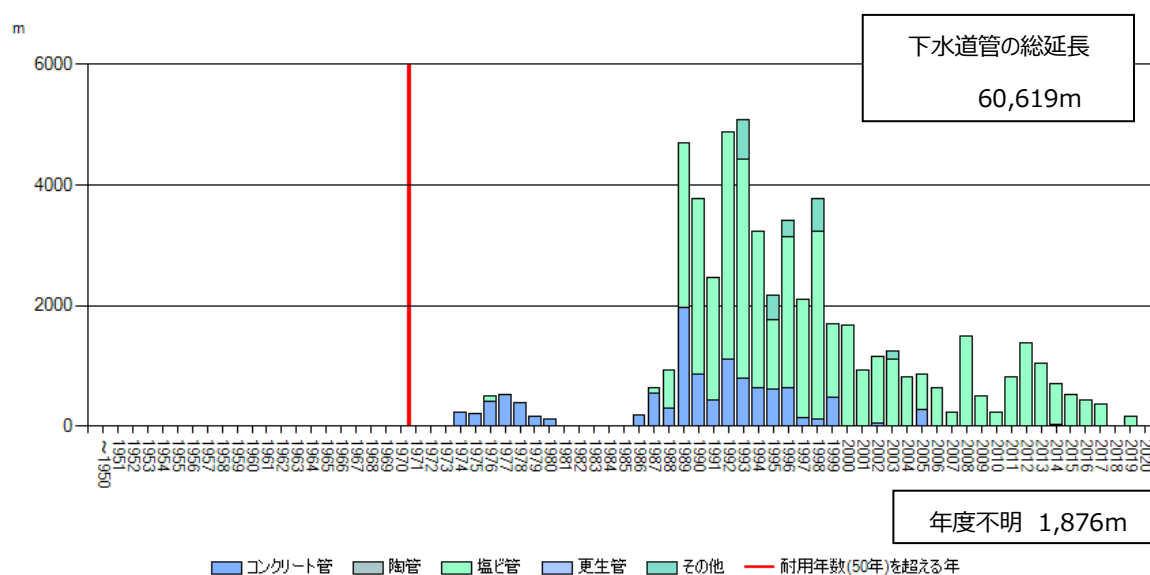
令和元(2019)年 3 月末現在、下水道の人口普及率は 95.5%、下水道管の総延長は約 60 km となっています。

地震対策については、平成 22(2010)年度に主要な管渠^{かんきょ}の耐震診断を行い、耐震性を満たしていることを確認しています。

平成元(1989)年度から平成 10(1998)年度に布設した管渠が全体の半数以上を占めています。現在、布設後 50 年を経過した管渠はないものの、令和 4(2022)年度には約 0.8%、令和 11(2029)年度には約 4%の管渠が、布設後 50 年を経過していく状況です。

平成 31(2019)年 3 月策定（令和 3(2021)年 2 月改定）の下水道施設全体を一体的にとらえた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、より効率的な老朽化対策を進めています。

図 4-17 下水道管の年度別整備延長



（山崎ポンプ場）

山崎ポンプ場は、水無瀬川左岸地域の浸水対策（雨水の排水）と污水排水の中継をするための施設として、平成元(1989)年に供用を開始し、30 年以上が経過しています。

平成 22(2010)年度には、施設設備の延命・更新を経済的かつ効率的に行うことを目的として、「山崎ポンプ場長寿命化計画（再構築基本設計）」を策定し、平成 23(2011)年度から平成

27(2015)年度にかけて、地方共同法人日本下水道事業団との建設工事委託協定により、機械・電気設備機器の更新事業を実施しました。令和元(2019)年度末時点での進捗状況は、約 77.4% となっています。

今後は、平成 31(2019)年 3 月策定（令和 3(2021)年 2 月改定）の下水道施設全体を一体的にとらえた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、より効率的な老朽化対策を進めています。

イ 今後の基本的な方針

下水道管・山崎ポンプ場については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、より効率的な老朽化対策を進めています。

浸水対策としての水路改修などについては、財政との整合を図りながら、過去の被害の状況や事業効果などを勘案し、優先度の高い水路から計画的に実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1 取組体制

本計画を推進するためには、庁内横断的な連携・協力を行うことが必要です。

このため、行革担当、財政担当、財産管理担当と各施設所管課が連携・協力しながら、計画に基づく取組を進めます。あわせて、既存の庁内会議である「公共施設適正化調整会議」において、毎年度、計画に基づく取組の進捗状況などを確認・共有化しながら、計画の推進を図ることとします。

また、全庁的に計画を推進していくためには、職員の意識改革が必要です。

施設管理に関わる職員一人ひとりが、縦割り意識を捨て、他の施設の担当とも協力しながら、全体の適正化をめざした取組を行う必要があります。また、社会経済情勢や住民ニーズの変化など、施設を取り巻く環境の変化に機敏に対応できるよう、経営的な視点に立って、効率的・効果的な施設運営に向け創意工夫を重ねることが重要です。

このため、研修などを通じ職員の啓発に努め、本計画の内容や公共施設マネジメントに対する理解を深めるとともに、コスト意識の向上に努めていくこととします。

2 情報の管理と共有

本計画を効果的に推進するために、公共施設に関する情報管理のあり方を検討します。

統一的な基準による地方公会計制度の一環として整備した「固定資産台帳」について、公共施設マネジメントの基礎データとしても活用できるよう整理します。あわせて、施設の維持管理や利用状況などに係る情報のデータベース化や一元管理などの手法についても、他自治体の取組事例などを参考に検討を行います。

また、本計画に基づく取組を進めるためには、施設を利用する住民の理解が必要です。

このため、計画内容や進捗についての周知はもとより、今後も継続的に、施設の老朽化や利用の状況、財政事情などに関する情報を発信するなど、時機や状況に応じた広報広聴の取組を通じ、公共施設マネジメントに対する理解の促進に努めます。

参考資料

● 住民意識調査の結果（平成 27 年 5 月実施）

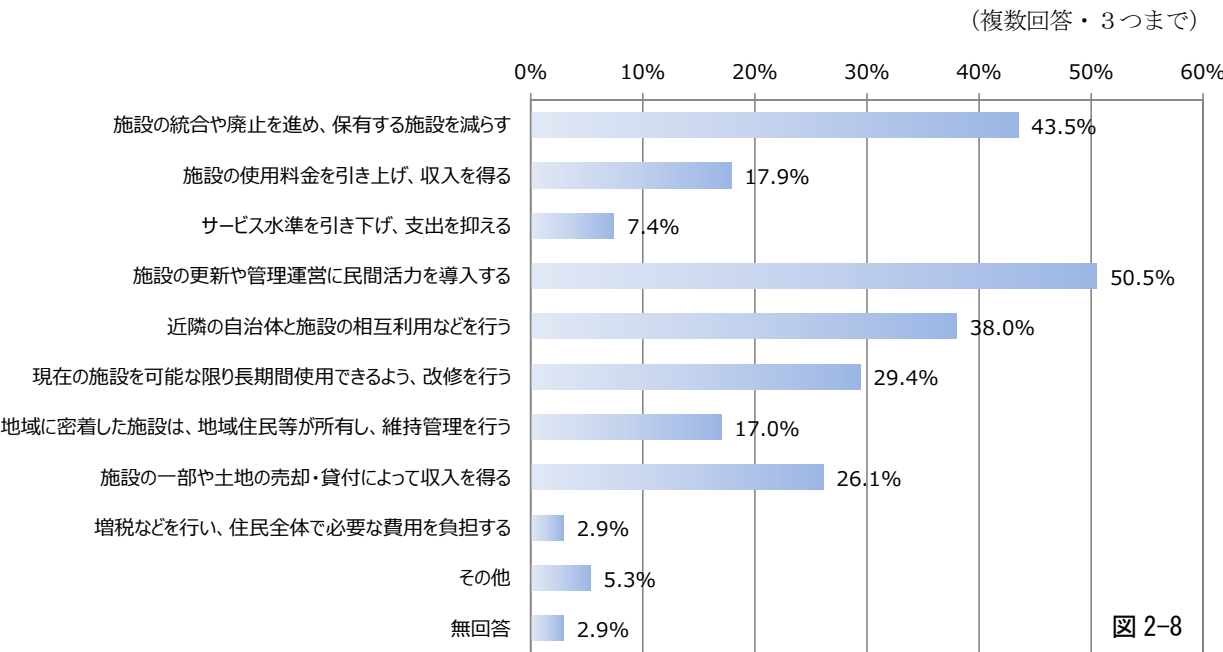
平成 27(2015)年 5 月に実施した、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のための住民意識調査において、公共施設についての質問を設け、今後の公共施設のあり方に関する住民意識の把握に努めました。調査結果の概要は次のとおりです。

調査の概要	
調査期間：平成 27 年 5 月 8 日～29 日	調査対象：島本町在住の 20 歳以上の男女 1,000 名
抽出方法：住民基本台帳を用いた無作為抽出法	調査方法：郵送配布、郵送回収（督促なし）
回収数：513 票	回答率：51.3%

（１）将来世代に大きな負担を残さず、施設を安全に維持するための方策について

「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する」と答えた人が 50.5%で最も多く、次いで「施設の統合や廃止を進め、保有する施設を減らす(43.5%)」、「近隣の自治体と施設の相互利用などを行う(38.0%)」となっています。

一方、「増税などを行い、住民全体で必要な費用を負担する(2.9%)」や、「サービス水準を引き下げ、支出を抑える(7.4%)」については、賛同意見が少ない結果となっています。



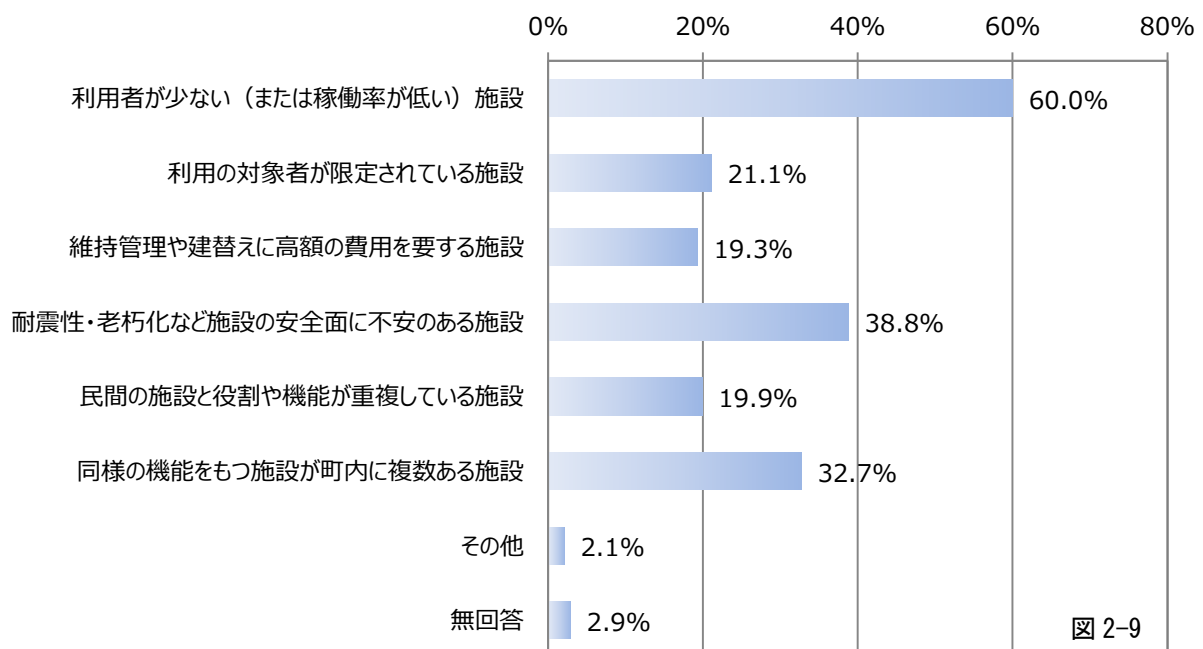
男女別・世代別の特徴（集計結果から）

- ・男女別では、「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する（男性 56.2%・女性 45.7%）」、「施設の統合や廃止を進め、保有する施設を減らす（男性 52.1%・女性 36.1%）」は、女性より男性の比率が高い。「現在の施設を可能な限り長期間使用できるよう、改修を行う（男性 25.2%・女性 33.1%）」は、女性の比率がやや高い。
- ・世代別でみると、50 歳代では「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する」が 62.2%、20 歳代では「現在の施設を可能な限り長期間使用できるよう、改修を行う」が 45.9%で、それぞれ全体より 10 ポイント以上高い。

（２）もし公共施設の統合や廃止を行う場合、どのような施設から行うべきか

「利用者が少ない（または稼働率が低い）施設」と答えた人が 60.0%で最も多く、次いで「耐震性・老朽化など施設の安全面に不安のある施設（38.8%）」、「同様の機能をもつ施設が町内に複数ある施設（32.7%）」となっています。

（複数回答・２つまで）



男女別・世代別の特徴（集計結果から）

- ・男女別では、「利用者が少ない（または稼働率が低い）施設（男性 62.8%・女性 57.6%）」が男女ともに高いが、「耐震性・老朽化など施設の安全面に不安のある施設（男性 32.2%・女性 44.6%）」は女性でより高くなっている。
- ・世代別でみると、40 歳代では「同様の機能をもつ施設が町内に複数ある施設」が 42.7%で、全体より 10 ポイント高い。

(3) 今後、どのような機能を持った施設を優先的に維持・充実させていくべきか

「子育て支援」が 54.8%で最も多く、「学校」も 53.6%で均衡しています。

その他は意見が分散していますが、「高齢者福祉(26.7%)」、「図書館(26.1%)」、「環境衛生(20.1%)」が比較的高くなっています。

一方、「啓発や相談など」、「町営住宅」、「貸室・集会など」、「レクリエーション」、「文化財などの展示」、「ホール」を選んだ人はいずれも 1 割未満であり、優先意向が低い結果となっています。

(複数回答・3つまで)

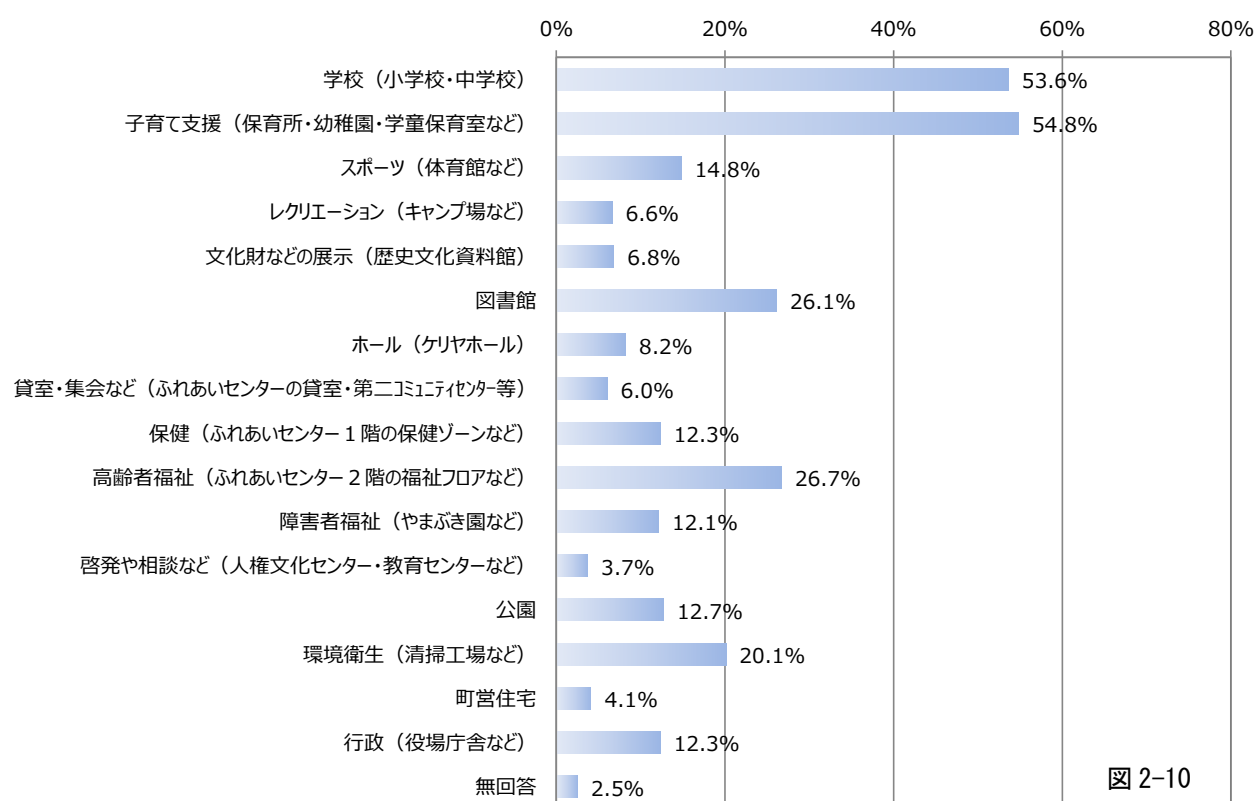


図 2-10

男女別・世代別の特徴 (集計結果から)

- ・男女別では、男女とも概ね同様の傾向がみられるが、「図書館(男性 19.8%・女性 32.0%)」は女性でより高くなっている。
- ・世代別でみると、40 歳代では「学校」が 66.7%で特に高く、「子育て支援」は 40 歳代と 70 歳以上を除く全ての年代で最も高くなっている。また、「図書館」は 20 歳代で 37.8%、「公園」は 30 歳代で 22.7%、「高齢者福祉」は 50 歳代で 34.1%・60 歳代で 33.3%と、それぞれ比較的高くなっている。